

昭和三十六年通商産業省令第九十五号

割賦販売法施行規則

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、および同法を実施するため、割賦販売法施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 の二 割賦販売
- 第三章 総則（第二条の二—第十一条）
- 第四章 第二節 前払式割賦販売（第十二条—第二十六条）
- 第五章 第二節 ローン提携販売（第二十七条—第三十五条）
- 第六章 第二節 信用購入あつせん
- 第七章 第一節 包括信用購入あつせん

- 第一款 業務（第三十六条—第六十条）
- 第二款 包括支払可能見込額の調査等の特例（第六十一条—第六十二条の六）
- 第三款 包括信用購入あつせん業者の登録等（第六十三条—第六十八条）
- 第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者（第六十八条の三—第六十八条の十七）

- 第五款 第二節 個別信用購入あつせん
- 第六款 業務（第六十九条—第九十八条）
- 第七款 第二款 個別信用購入あつせん業者の登録等（第九十九条—第一百三条）
- 第八款 第三款 指定信用情報機関
- 第九款 第一款 指定信用情報機関
- 第十款 第二款 業務（第一百九条—第一百十四条）
- 第十一款 第三款 監督（第一百五十五条—第一百七十七条）
- 第十二款 第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者（第一百八十八条—第一百八十九条）
- 第十三款 第五款 第二節 指定受託機関（第一百二十六条—第一百三十二条）
- 第十四款 第六款 第二節 クレジットカード番号等の適切な管理等
- 第十五款 第七章 認定割賦販売協会（第一百三十四条—第一百三十五条）
- 第十六款 第八章 雜則（第一百三十六条—第一百四十二条）
- 第十七款 附則

第一章 総則

第一節 総則

（割賦販売条件の表示の方法）

第一条 この命令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 の二 割賦販売

第一節 総則

（用語の定義）

第一条 の二 法第三条第一項各号の事項は、次に定めるところにより示さなければならない。ただし、同項第四号の事項にあつては、賦払金の支払の方法が購入者又は役務の提供を受ける者（以下本節、第二章、第三章（第四十四条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで並びに第三節を除く。）、第七章及び別表第一において「購入者等」という。）の要求により支払の間隔については第二項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は割賦手数料（金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費等）

の他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（抵当権の設定の登記若しくは登録若しくはこれらの抹消に要する手数料又は公正証書の作成に要する手数料（法令に規定する手数料に限る。以下「登記等手数料」という。）を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額。以下同じ。）が二千五百円未満のときは、示さないことができる。

一 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第一項第一号に規定する営業所等（第六十九条第一項第一号において「営業所等」という。）において見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。

二 指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手又は指定役務を提供しようとする相手方が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に示すこと。

三 日本産業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四 法第三条第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2 法第三条第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一 賦払金の支払が月一回に該当する場合

イ 支払期間における賦払金の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

ロ イに掲げる場合を除き、契約の締結された日から第一回の賦払金の支払日の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の賦払金の支払日から支払期間の終了の日までの支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

二 賦払金の額が次のいずれかに該当する場合

イ 賦払金の額が均等である場合

ロ 任意の一回の賦払金を除く他の賦払金の額が均等であり、当該均等な賦払金の額と異なる

ハ 一回の賦払金の額が他の均等な賦払金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ 支払期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（支払期間が一年未満の場合に限る。）であつて、支払期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける賦払金（以下「特定月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の賦払金の額が他の賦払金の額を超えている場合又は支払期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、支払期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の賦払金（以下「特定の一月の賦払金」という。）以外の賦払金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の賦払金の額が同額で他の賦払金の額を超えている場合

二 法第三条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 日本産業規格Zハ三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第三条第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さない

こと。

法第三条第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方

法と zwar。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については前条第二項第一号に、額につ

いては同項第二号に該当する場合以外の場合は、同表第二号に定める方法とすることができる。

3 法第三条第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 商品若しくは権利の割賦販売価格又は役務の割賦提供価格の具体的算定例
- 二 極度額（割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務を受領することができる額の上限であつて、あらかじめ定められたものをいう。次条第三項第二号において同じ。）について定めがあるときは、その金額
- 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第三条** 法第三条第三項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
- 一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
- 二 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
- 三 法第三条第三項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。
- 2 法第三条第三項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。
- 3 法第三条第三項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 弁済金の額の具体的算定例
- 二 極度額について定めがあるときは、その金額
- 三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容
- 第四条** 法第三条第四項の規定により、同条第一項、第二項又は第三項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について定めがあるときは、それぞれ同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について次の各号に定めるとこにより表示しなければならない。ただし、同条第一項第四号の事項にあっては、割賦手数料が二千五百円未満のときは、表示しないことができる。
- 一 法第三条第一項各号、第二項各号又は第三項各号の事項について、指定商品若しくは指定権利を販売しようとする相手方若しくは指定役務を提供しようとする相手方又は利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。
- 二 書面により広告を行う場合には、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大字及び数字を用いること。
- 三 法第三条第一項第四号、第二項第二号又は第三項第二号の事項は、それぞれ第一条の二第二項、第二条第二項又は第三条第二項に規定する方法により算定した割賦手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないことを。（書面の交付等）
- 第五条** 法第四条第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第三条第二項の割賦販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約を締結した場合においては第五号に掲げる事項を、同項の割賦販売の方法により指定商品を販売する契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）をそれぞれ記載しないことができる。
- 一 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号
- 二 契約年月日
- 三 商品若しくは権利又は役務の種類
- 四 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）
- 五 頭金又は初回金の額
- 六 賦払金の支払回数

一 所有権の移転に関する事項	二 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第六条第一項、第三項及び第四項の規定に合致していること。
一 割賦販売業者の名称及び住所又は電話番号	二 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における割賦販売業者の義務に關し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。
一 契約年月日	二 法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。
三 商品若しくは権利又は役務の種類	一 商品の所有権の移転の時期が明示されていること。
四 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）	二 商品の所有権の移転前においては、購入者は（当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること）。
五 頭金又は初回金の額	
六 賦払金の支払回数	

二 支払時期の到来して
いない賦払金の支払の
請求に関する事項

四 日本産業規格Z八三〇五に規定する人ポインツ以上の大きさの文字及び数字を用いること。	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの(除く。)について責任を負わない旨が定められていないこと。
五 法第四条第一項第六号並びに前条第八号、第九号及び第十三号に掲げるものの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。
六 支払時期の到来してない弁済金の支払の請求に関する事項	口 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来してない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。
七 内容	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合(道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの(除く。)について責任を負わない旨が定められていないこと。
八 予定又は違約金の定めがあるときは、その内容	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合(道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの(除く。)について責任を負わない旨が定められていないこと。
九 供役務の提供が指定商品又は指定権利の販売又は指定役務に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合(道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの(除く。)について責任を負わない旨が定められていないこと。
容・引渡し時期その他当該商品に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に割賦販売業者がその不適合(道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの(除く。)について責任を負わない旨が定められていないこと。

十 権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項

十一 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十二 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十三 割賦販売の契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨

十四 法第四条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次

の各号に定めるところによらなければならない。

イ 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

ロ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ハ 購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

イ 割賦販売の契約の締結の前に割賦販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除する場合は、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

二 法第四条第二項第四号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

ロ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ハ 購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

イ 割賦販売の契約の締結の前に割賦販売業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められていること。

ハ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除する場合は、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

二 法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

ハ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除された場合における割賦販売業者の義務に關し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められないこと。

二 割賦販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合は、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

一 法第四条第二項第五号並びに前条第六号、第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

ハ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除された場合は、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

二 支払時期の到来してない弁済金の支払の請求に関する事項

イ 商品の所有権の移転の時期が明示されていること。

ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。

二 支払時期の到来してない弁済金の支払の請求に関する事項

イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合は、割賦販売業者が定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、割賦販売業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

三 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合

イ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められないこと。

<p>四 法第四条第二項第五号並びに前条第六号及び第十一号に掲げるものの以外の特約</p> <p>第九条 法第四条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。</p> <p>二 弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び割賦販売の手数料以外の債務のうち未払として残つている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を記載すること。</p> <p>三 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十一条 法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法</p> <p>三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、割賦販売業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>2 前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 第一項第一号の「電子情報処理組織」又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>一 第一項第一号の「電子情報処理組織」又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 ファイルへの記録の方法</p> <p>第二節 前払式割賦販売</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第十二条 法第十二条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。</p> <p>2 法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 許可申請書提出日前一月以内の一定日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、直前十事業年度）の貸借対照表（関連する注記を含む。第二百二十二条第二項第一号において同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。同号において同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。同号において同じ。）又はこれらに代わる書面。</p> <p>二 次の事項を記載した許可後五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、許可後十事業年度）の業務計画書</p> <p>前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の販売計画</p> <p>ハ 支出計画</p> <p>ハ 資金計画</p>	<p>法令に違反する特約が定められていないこと。</p> <p>五 法第四条第二項第五号並びに前条第六号及び第十一号に掲げるもの以外の特約</p> <p>四 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</p> <p>五 法第四条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。</p> <p>二 弁済金の算定根拠については、遅延損害金及び割賦販売の手数料以外の債務のうち未払として残つている額、弁済金の内訳その他弁済金の額の算出に必要な事項を記載すること。</p> <p>三 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十一条 法第四条の二の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第四条の二前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、割賦販売業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け付ける方法</p> <p>三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、割賦販売業者の使用に係る電子計算機と、利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>2 前項に掲げる方法は、利用者又は購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>3 第一項第一号の「電子情報処理組織」又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>一 第一項第一号の「電子情報処理組織」又は購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>二 ファイルへの記録の方法</p> <p>第二節 前払式割賦販売</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第十二条 法第十二条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。</p> <p>2 法第十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 許可申請書提出日前一月以内の一定日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、直前十事業年度）の貸借対照表（関連する注記を含む。第二百二十二条第二項第一号において同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。同号において同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。同号において同じ。）又はこれらに代わる書面。</p> <p>二 次の事項を記載した許可後五事業年度（事業年度が六月の法人にあつては、許可後十事業年度）の業務計画書</p> <p>前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の販売計画</p> <p>ハ 支出計画</p> <p>ハ 資金計画</p>
--	---

<p>三 役員の履歴書</p> <p>法第十五条第一項第六号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面</p> <p>前払式割賦販売に関する代理店を有するときは、代理店契約書の写し</p> <p>申請の日前一年間における指定商品の種類別の前払式割賦販売額等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。第二百四十条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項に定める行政機関等の使用に係る電子計算機から入手され記録されたものとする。</p> <p>第十三条 法第十五条第一項第五号の経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(前払式割賦販売契約款の基準)</p> <p>一 次の事項が記載される欄があること。</p> <p>イ 販売者の名称及び住所</p> <p>ロ 購入者の氏名</p> <p>ハ 契約番号</p> <p>ニ 契約年月日</p> <p>ホ 商品の種類</p> <p>ト 商品の数量</p> <p>チ 前払式割賦販売価格</p> <p>リ 前払式割賦販売契約款の交付の時期及び交付の方法</p> <p>二 購入者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。</p> <p>三 次の表の上欄の事項（商品の引渡しを受ける前に代金の一部を支払う旨を定める前払式割賦販売契約款）にあつては、同欄の「一から五までの項の事項」が記載されており、かつ、その内容が同表の下欄の基準に合致していること。</p>
--

<p>四 購入者の支払義務の不履行により契約を解除する場合における支払の時期及び支払の方法</p> <p>一 購入者が支払義務の不履行により契約を解除する場合は、販売者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、販売者が二十日以上との相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限り及び販売者の責に帰すべき事由により契約的目的を達することができなくなつた場合には、購入者は当該契約を解除することができる旨が定められていること。</p> <p>二 購入者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、契約解除の日から六十日以内の一定の期間内に購入者が既に支払った金額から契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額を払い戻す旨が定められており、かつ、その額が、購入者が容易に計算することができますることにより明確に表示されていること、並びに販売者の責に帰すべき事由により契約を解除する場合には、遅滞なく、支払済み額及び支払済み額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を払い戻す旨が定められていること。</p>
--

<p>五 代金残額の一括支払いに関すること。</p> <p>六 支払完済前の商品引渡しに関すること</p> <p>七 前払式割賦販売契約款の交付及び再交付に関すること。</p>	<p>購入者は、賦払金の支払の途中において、契約に係る商品の現金販売価格から支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を控除した額を現金で支払った場合には、当該商品の引渡しを受け、契約を結了することができる旨が定められていること。</p> <p>購入者は、販売者が定める一定の回数以上賦払金を支払った場合であつて、販売者が定める条件に適合するときは、当該割賦販売契約の内容を変更して商品の引渡しを受けることができる旨及びこの場合において販売者は支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を変更後の代金の一部に充当する旨が定められていること。</p> <p>前払式割賦販売契約款を交付する場合にあつては、その交付の時期及び交付の方法並びに購入者から当該約款の再交付を求められたときは、遅滞なく、当該約款を再交付する旨が定められていること。</p>
--	--

購入者は、賦払金の支払の途中において、契約に係る商品の現金販売価格から支払済金額及び支払済金額に法定利率を乗じた額以上の一定額の合計額を空余した額を見金で支払ふと場合こは、当該商品の引渡しを受

又は前受業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 又は前受業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 前条第一号又は第三号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十五

二 前条第二号に掲げる有価証券については、その額面金額の百分の九十

三 割引の方法により発行した債券については、前項の規定の適用については、その発行価額に別記算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなす。

(前受金保全措置)

第十七条 法第十八条の四第一項及び第二十二条第二項の規定による届出は、様式第五による届出書を提出してしなければならない。

第十八条 法第十八条の五第三項の承認の申請は、様式第六による申請書を提出してしなければならない。

法第十八条の五第五項の承認の申請は、様式第七の申請書を提出してしなければならない。

前項の申請書には、供託委託契約を解除したことを証する書面を添付しなければならない。

(承継の届出)

イ 前払式割賦販売契約約款の再交付をする場合において、その再交付に通常要する費用を超えて手数料を徴収すること。
ロ 契約締結後に販売者が消費税及び地方消費税の増額以外の理由により価格の引上げを行うことができる。
ハ 契約締結後に販売者が契約に係る商品を変更することができる。

トヘ
当該契約に係る訴の属する裁判所の管轄につき購入者に著しく不利となる特約
イからへまでに掲げるもののほか、法令に違反する特約又は購入者に著しく不利となる

特約

日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

(法第十八条第二項及び第二十二条第三項において準用する場合を含
營業保証金の供託の届出)

（第三項）の規定による届出は、様式第四による届出書を提出してしなければならない。

（営業保証金等に充てることができる有価証券）

十五条 法第十七条第二項（法第十八条第二項、第十八条の三第五項、第二十二条第三項及び第

十二条の二第三項において準用する場合を含む)の経済産業省令で定める有価証券は次のとて掲げるものとする。

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第三号までに規定

する債券

一 前号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付

社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）二七九条特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確

法（平成十七年法律第十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算総会の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産

終結の決定若しくは破産廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二

十五号)による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定

の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決算書とは、会社が発行した社債券

を受け更生手続の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)

一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第八十八条に規定する振替

國債

（有価証券の価額）

第十六条 法第十七条第二項（法第十八條第二項 第十九條の三第五項 第二十二条第三項及び第二十三条第一項）の規定によつて前条の有価証券を當業保証金二十一条の二第二項において準用する場合を含む。の規定による前条の有価証券を當業保証金

卷之三

四	前払式割賦販売の契約に係る商品の代金の全部又は一部として受領した前受金（以下「予約前受金」という。）の残高	3	前二項の場合において、前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の利益又は損失の額は、収益又は費用の額に算入しないものとする。
五	営業所又は代理店ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数	4	法第二十条の二第二項に規定する流動資産の合計額は、次の各号に掲げる資産の額を合計して計算するものとする。
主たる営業所及び第一項に規定する従たる営業所に帳簿を備える場合においては、主たる営業所に備える帳簿には、帳簿を備える営業所ごとの月末における予約前受金の合計額及び契約件数を記載しなければならない。	（改善命令に係る収支率等）	一	現金
第二十二条 法第二十条の二第一項第一号の経済産業省令で定める率は、百分の百とする。	二	預金	
法第二十条の二第一項第二号の経済産業省令で定める率は、百分の九十とする。	三	受取手形	
法第二十条の二第一項第三号の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。	四	売掛金	
一 資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額に満たないとき。	五	有価証券（投資有価証券を除く。）	
二 予約前受金の合計額又は負債の合計額が財産の状況に照らし著しく過大であるとき。	六	商品	
三 前払式割賦販売に係る繰延費用を過大に計上しているときその他の経理処理が不健全なとき。	七	製品	
四 基準日において前受保全措置により前払式割賦販売の契約によつて生じた債務の弁済に充てることができる額が当該基準日に係る基準額を下回つたとき。	八	半製品	
五 販売員その他の従業員に対する指導監督が十分でないとき。	九	原材料	
六 前払式割賦販売の業務の委託先（委託先が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）又は代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）に対する指導が十分でないとき。	十	仕掛品	
七 購入者に対して、前払式割賦販売の契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、事実を告げないとき、又は不実のこと若しくは誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示したとき。	十一	貯蔵品	
八 購入者に対して、不利益となるべき事実を告げず、既に成立している前払式割賦販売の契約を消滅させて新たな前払式割賦販売の契約の申込みをさせ、又は新たな前払式割賦販売の契約の申込みをさせて既に成立している前払式割賦販売の契約を消滅させる行為を行つたとき。	十二	前渡金	
九 前払式割賦販売の契約を締結させ、又は前払式割賦販売の契約の解除を妨げるため、購入者を威迫したとき。	十三	前払費用（一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。）	
十 購入者からの前払式割賦販売の契約の解除の申出を拒否し、又は不當に遅延させたとき。	十四	短期貸付金	
十一 前払式割賦販売の業務に関して取得した購入者に関する情報の適切な取扱い及び購入者からのお苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じていないとき。	十五	立替金	
十二 前払式割賦販売契約の内容に記載されている義務を履行しないとき。	十六	未収入金	
十三 前払式割賦販売契約の内容が第十三条の基準に適合しないとき。	十七	未収収益	
四 前項第一号に規定する資産の合計額又は負債の合計額、同項第二号に規定する予約前受金の合計額又は負債の合計額及び同項第三号に規定する前払式割賦販売に係る繰延費用は、その計算しようとする日（以下「計算日」という。）における帳簿価額（資産のうち受取手形、売掛金、貸付金及び未収入金については貸倒引当金を有形固定資産（土地及び建設仮勘定を除く。）については減価償却金を控除した額。以下この項及び第一百二十四条第四項において同じ。）によつて評価するものとする。ただし、資産にあつてはその帳簿価額が当該資産を計算日ににおいて評価した額を超えるとき、負債にあつてはその帳簿価額が当該負債を計算日に超えるときは、その評価した額により計算するものとする。	十八	前払式割賦販売に係る繰延費用（一年以内に償却されて費用となるべきものに限る。）	
（収益の額等の計算）	十九	前各号に掲げるものの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
第二十三条 法第二十条の二第二項に規定する収益の額は、純売上高（役務収益を含む。）の額及び営業外収益の額を合計して計算するものとする。この場合において、割賦販売に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している許可割賦販売業者については、その未実現利益の当該事業年度における増加額は、収益の額から控除し、減少額は、収益の額に算入するものとする。	二十	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
法第二十条の二第二項に規定する費用の額は、売上原価（役務原価を含む。）の額、販売費及び一般管理費の額並びに営業外費用の額を合計して計算するものとする。	二十一	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
（処分の公示）	二十二	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
第二十四条 法第二十条の四第二項の承認の申請は、様式第十二による申請書を提出してしなければならない。	二十三	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
（供託委託契約の受託者が供託した前受業務保証金の取戻し）	二十四	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	
官報に掲載してするものとする。	二十五	前各号に掲げるもの以外の負債（一年以内に支払い又は返済されると認められるものに限る。）	

(廃止の届出)

第二十六条 法第二十一条第一項の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

第二章 ローン提携販売

(ローン提携販売条件の表示の方法)

第二十七条 法第二十九条の二第一項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第二十九条の二第一項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融資手数料（借入金の利息、保証料、信用調査費、事務管理費その他何らの名義をもつてするを問わずローン提携販売に係る手数料としてローン提携販売業者（購入者等の債務の保証について、ローン提携販売業者から委託を受けた保証を行う者を含む）又は融資を行う者（購入者等がローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を購入し、又は指定役務の提供を受ける場合において、支払総額の全部又は一部に充てるための借入金の借入れを行う相手方をいう）が購入者等に対し支払わせるものの総額、登記等手数料を控除した額）。以下同じ）の料率を年利建てで少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

四 法第二十九条の二第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、分割返済金の返済の方法が、返済の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあっては、同表第二号に定める方法とすることがで

一 分割返済の間隔が次のいずれかに該当する場合

イ 収支期間における分割返済金の返済が月一回であり、かつ、等間隔である場合

ロイ 収支期間における分割返済金の返済が月一回であり、かつ、当該料率以外の料率を示さないことを除き、契約の締結された日から第一回の分割返済金の返済日の前日までの期間が二月未満であつて、第一回の分割返済金の返済日から返済期間の終了の日までの返済が月一回であり、かつ、等間隔である場合

二 分割返済金の額が次のいずれかに該当する場合

イ 分割返済金の額が均等である場合

ロイ 任意の一回の分割返済金を除く他の分割返済金の額が均等であり、当該均等な分割返済金の額と異なる一回の分割返済金の額が他の均等な分割返済金の額の一・五倍に相当する額以下の額である場合

ハ 収支期間のうちに六月、七月、八月、十二月若しくは一月が含まれている場合（収支期間が一年未満の場合に限る。）であつて、収支期間において当該六月、七月、八月、十二月若しくは一月のうちの一の月のみにおける分割返済金（以下「特定月の分割返済金」という。）以外の分割返済金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定月の分割返済金の額が他の分割返済金の額を超えている場合又は収支期間のうちに六月、七月若しくは八月と十二月若しくは一月が含まれている場合であつて、収支期間において当該六月、七月若しくは八月のうちの一の月と十二月若しくは一月のうちの一の月の分割返済金（以下「特定の二月の分割返済金」という。）以外の分割返済金についてイ若しくはロに該当しており、かつ、特定の二月の分割返済金の額が同額で他の分割返済金の額を超えている場合（法第二十九条の二第一項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。）について定めがあるときは、その金額

一 支払総額の具体的算定例

二 極度額により算定される場合は、その金額

三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第二十八条 法第二十九条の二第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 利用者が読みやすく、理解しやすい用語により、正確に記載すること。

二 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第二十九条の二第二項第二号の事項は、次項に規定する方法により算定した融資手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

四 法第二十九条の二第二項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第三号に定める方法とする。

五 法第二十九条の二第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 弁済金の額の具体的算定例

二 極度額について定めがあるときは、その金額

三 前号に定めるもののほか、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

第二十九条 法第二十九条の二第三項の規定により、同条第一項又は第二項のローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する場合の販売条件又は指定役務を提供する場合の提供条件について広告をするときは、それぞれ同条第一項各号又は第二項各号の事項について次の各号に定めるところにより表示しなければならない。

一 法第二十九条の二第一項各号又は第二項各号の事項について、利用者が読みやすく、理解しやすい用語により、正確に表示すること。

二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第二十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の事項は、それぞれ第二十七条第二項又は前条第二項に規定する方法により算定した融資手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

（書面の交付等）

第三十条 法第二十九条の三第一項第七号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、法第二十九条の二第一項のローン提携販売の方法により指定商品を販売する契約であつて、当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを総合した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。

一 ローン提携販売業者の名称及び住所又は電話番号

二 契約年月日

三 商品若しくは権利又は役務の種類

四 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五 返還回数

六 ローン提携販売の方法により指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（以下「ローン提携販売の契約」という。）について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

七 法第二十九条の四第二項において準用する法第三十条の四第一項の規定に関する事項

八 役務の提供が指定商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項

九 商品の販売が指定権利の販売又は指定役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

十	権利の販売が指定商品の販売又は指定役務の提供の条件となつていてるときは、当該権利の内容
十一	移転時期その他当該権利に関する事項
十二	商品が種類又は品質に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容
十三	前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容
その旨	購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
第三十一条	法第二十九条の三第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
一	購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
二	法第二十九条の三第一項第五号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。
イ	購入者等から契約の解除ができない旨が定められていること。
ロ	ローン提携販売業者が見本、カタログ等により購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。
ハ	ローン提携販売業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合におけるローン提携販売業者の義務に関する事項について、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められないこと。
三	前条第七号に掲げる事項については、その内容に、指定商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売したローン提携販売業者又は指定役務の提供につきそれを提供するローン提携販売業者に対する生じている事由をもつて、分割返済金の返済の請求をするローン提携業者に対する抗できる旨が定められていること。
四	法第二十九条の三第一項第六号並びに前条第十一号及び第十二号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。
事項	内容の基準
一 所有権の移転に関する事項	イ 商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二 商品が種類又は品質に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にローン提携販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に関するものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの）について責任を負わない旨が定められていること。
三 法第二十九条の三第一項第六号及び前条第十一号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められていないこと。
五 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。	
第三十二条	法第二十九条の三第二項第六号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次とおりとする。ただし、ローン提携販売の契約であつて当該契約に係る指定商品の種類が二以上あるものを締結した場合においては、第三号及び第四号に掲げる事項（現金販売価格が三千円に満たない指定商品（当該契約に係る指定商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）を記載しないことができる。
四	法第二十九条の三第二項第五号、前条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。
事項	内容の基準
一 所有権の移転に関する事項	イ 商品の所有権の移転の時期が明示されていること。 ロ 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができない旨が定められていること。
二 商品が種類又は品質に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合にローン提携販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨

	適合しない場合の責任 に関する事項
三 一 法第二十九条の三第 二項第五号及び前条第 十号に掲げるもの以外 の特約	時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に 係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生 ずるものを除く。)について責任を負わない旨が定められてい ないこと。
日本産業規格乙八三〇・五二見本	法令に違反する特約が定められていないこと。

適合しない場合の責任 に関する事項

時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるもの(を除く。)について責任を負わない旨が定められていなること。

旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。(以下同じ。)の料率を年利建てで少なくとも〇・一ペーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

接する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたフアイルに記録する方法

口 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報とは共すべき事項（以下「是共事項」という。）を電気通信回線を通じて利用者の間で

本規約は、(以下「本規約」といいます)を記載する事項を記録する
供し、当該利用者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する
旨

大法
ハ 本項に於ける「大法」は、本項の「大法」を指す。但し、本項の「大法」は、本項の「大法」を指す。

は購入者等の用に供するものは限る。次項 第五十一条 第五十二条 第五十五条の四及び第五十八条の七において「顧客ファイル」という。)に記録された提供事項を電気通信回線を

二 閲覧ファイル（包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル）
通じて利用者の閲覧に供する方法

であつて、同時に複数の利用者又は購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるフ
イルをいう。(以下次項、第五十条、第五十五条の四及び第六十八条の七において同じ。)

に記録された提供事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものと交付する方法

前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一 利用者が「ア」～「イ」の記録を出力するこにより書面を作成できるものである。

二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法によつては、カートド等に係る取引が結了するまでの間、
二二一易ぎる事無く、別途に一回用ひつゝのスルニシテ、

次に掲げる事項（利用者に適用される包括信用購入あくせんの取引条件に係るものに限る。）を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を

書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去する

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項
ことができる。

口 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項
三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

利用者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

重要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な大張り垂持に止らること。二つ、園籠の是れに之を二月十日をば妻壳丁毛に大張り垂持に止ら

お腹を絶持せることただし開闢の提供を受けた利用者が持続的お腹を絶持せることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

この条から第三十七条の二まで第五十条第五十二条から第五十三条の一まで第五十五条の二から第五十五条の四まで、第六十八条の六及び第六十八条の七の「電子情報処理組織」と

利用者の使用に係る電子計算機と、電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

法第三十条第一項第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第

一號に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。
一 支払分の支払の間隔が次のいずれかに該当する場合

イ 支払期間における支払分の支払が月一回であり、かつ、等間隔である場合

4 前条第三号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する算定することができる。

信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して行わなければならない。ただし、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入又はその収入及び他の者の収入により生計を維持している利用者に交付し又は付与しようとする場合であつて、前二項の規定により、当該利用者及び当該他の者の年収又は預貯金を合算して算定するときは、当該他の者から受ける当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務の申告その他の適切な方法により、当該利用者及び当該他の者の支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない信用購入あつせんに係る債務を合算して算定しなければならない。

5 前条第四号に掲げる事項の調査については、利用者の当該包括信用購入あつせん業者からの借り入れの状況その他の当該利用者の借り入れの状況を勘案して行わなければならない。
6 前条第五号に掲げる事項の調査については、利用者から受ける当該事項の申告その他の適切な方法により行わなければならぬ。

第四十一条 法第三十条の二第一項本文の規定により第三十九条各号に掲げる事項を調査する場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間（包括信用購入あつせんに係る購入又は受領の方法により商品若しくは権

利を購入し、又は役務を受領することができる期間であつて、あらかじめ定められたものをいう。以下同じ。)を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき(当該利用者に交付し又は付与しているカード等に付随するカード等(以下「付随カード等」とい

う。)についてそれに係る有効期間を更新するために付随カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。)は、前条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等(変更があつたと認めるときは、その変更後のもの)及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入の状況を勘査して行わなければならない。

2 前項の調査は、当該有効期間を更新しようとする日の六ヶ月前からその更新の日までの間に、一回行えば足りるものとする。

であつて、利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとするときは、第四十条第二項から第四項まで及び第六項の申告を受けた事項等（変更があつたと認めるとときは、その変更後のもの）及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する信用購入

入あつせんに係る債務の支払の状況を確認して、並びに当該利用者の借入れの状況を勘査して行わなければならぬ。

る場合とする。

度額を三十万円を上限として増額しようとする場合（これらのうち、第四十一条又は第四十二条の場合に該当する場合を含み、次のいずれかに該当する場合を除く。）
イ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該カード等を当該利

□ 用者に交付し若しくは付与しようとする時点又は当該カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする時点において、当該利用者の支払の義務が履行されないと認めるとき。
□ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用することにより、当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五十万円を、又は支払時期の到来していない若しくは支払の義務が履行されていない包括信用購入あつせんに係る債務の額が百万円を超えると認めるとき。

二 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じ一時的に差し戻す場合であつて、当該利用者が当該カード等を是正（又は通知）して、

一時的に増額する場合であつて、当該利用者が当該不動産等を抵当して通知してある場合は、当該不動産等の権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受け目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものを作らかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

極度額が法第三十条の二第一項本文の規定による調査により得られた事項を基礎として算定した包括支払可能見込額に法第三十条の二の二本文の経済産業大臣が定める割合を乗じて得た額（正当な理由があつて法第三十条の二第一項本文の規定による調査を行つていない場合

は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額）の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

口 〔該使用者が臨時のかつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。〕
ハ 当該利用者が当該カード等を是示し又は通知して、口語言用書入あつせん関係会社若業者か

当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を

二 保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

第四十一条の場合（同条の場合であつて、第一号の規定により、包括信用購入あつせんをす

四 るため極度額が三十万円以下のカード等を利用者に交付し又は付与しようとするときを含む。」であつて、利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

カード等を利用者が交付し若しくは付与しようとすると場合又は当該カード等についてそれが
係る極度額を増額しようとする場合に係る第一号又は前号に掲げるもののほか、包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し若しくは付与しようとすると場合又は当該カード等についてそれ

用者は交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれによつて定期間を設けようとする場合を除く。）

み、第一号に掲げる場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合に限る。）又は第二号から第五号までのいずれかに掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カー

い。ド等（付隨カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにつきにあつては、その消滅した日）のうちにいずれか遅い日までの間保存しなければならぬ。

- 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては増額した年月日、カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合にあつてはその更新しようとする年月日及び指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して調査を行つた年月日）
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合には、増額した後の極度額）
- ハ 指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果
- ニ 当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額
- 二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日
- ロ 増額した期間
- ハ 増額した後の極度額
- ニ 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受け目的
- ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- ヘ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの
- ト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第二号ロに該当するときに限る。）
- 三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日
- ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額
- ハ 当該包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額
- 四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 増額しようとする場合にあつては、増額した年月日
- ロ 利用者に交付し又は付与した付隨カード等についてそれに係る極度額（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）
- 五 前項第五号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日
- 第四十四条 法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める資産は、利用者又は購入者（個人である購入者又は個人である役務の提供を受ける者をいう。以下この条から第四十七条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十一条、第七十二条、第七十三条の二、第七十四条第一項、第四号及び第二項、第八十九条から第九十一条まで、第三節並びに別表第二において同じ。）が所有し、自己の居住の用に供する建物（当該建物が二以上ある場合には、これらの建物のうち、当該利用者又は購入者等が主として居住の用に供する一の建物に限る。以下この条における「住宅」という。）又は住宅の用に供されている土地若しくは当該土地に設定されている地上権とする。
- 第四十五条 法第三十条の二第二項の経済産業省令・内閣府令で定める額（以下この条及び次条第一項第二号において「生活維持費」という。）は、別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数（ただし、当該利用者又は購入者等の包括支払可能見込額又は個別支払可能見込額を算定するために法第三十条の二第一項本文又は第三十五条の三の三第一項本文による調査

- 第一項本文の規定による調査をするに当たり、他の者の収入により生計を維持している者が、第四十条第二項若しくは第七十二条第二項の規定による年収の合算又は第四十条第三項若しくは第七十二条第三項の規定による預貯金の合算のいずれもしない場合にあつては、一人とする。）の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。
- 二 別表第二の中欄に掲げる場合の区分について申告を受けることができない場合（前号に該当する場合を除く。）同表の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額のうち、より高いもの
- 三 別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数について申告を受けることができない場合（第一号に該当する場合を除く。）別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数を四人以上とみなした上で、同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額
- 四 利用者又は購入者等から当該利用者又は該当購入者等及びその者と生計を一にする者の最低限度の生活を維持するため必要な費用の一年分に相当する実際の額について客観的かつ合理的な方法により把握した場合、当該方法により把握した額（この場合において、別表第二の上欄に掲げる利用者又は購入者等及びその者と生計を一にする者の合計数の区分並びに同表の中欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額を下限の日安として、これに留意するものとする。）
- 三 前二項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合における生活維持費は、当該各号に定めるところによることができる。
- 一 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等を他の者の収入により生計を維持している者であつて当該他の者と同居している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額
- 二 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及び他の者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合において、当該者の年収及び当該者の包括支払可能見込額の合算のいずれも行わないとき。ないものとする。
- 三 包括信用購入あつせん業者が、包括信用購入あつせんをするためカード等をその収入及び他の者の収入により生計を維持している者に交付し若しくは付与しようとする場合にあつては、増額した額（当該他の者からその年収の申告を受けることができない場合であつてその合理的な推定ができないときには、前二項の規定による当該者に係る生活維持費を当該者の年収及び当該他の者の申告その他の適切な方法により把握した当該他の者の年収に応じて按分した額（当該他の者からその年収の申告を受けることができない場合であつてその合理的な推定ができないときには、前二項の規定による当該者に係る生活維持費の二分の一に相当する額。第五号において同じ。）とする。
- 三 個別信用購入あつせん業者が、主として配偶者の収入により生計を維持している者であつてその配偶者と同居している者を相手方とする個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利（日常生活において必要とされるものを除く。）を販売する契約又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務（日常生活において必要とされるものを除く。）を提供する契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合において、当該者の個別支払可能見込額を算定するために法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査

		四 前条第六号から第九号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。	
		事項 内容の基準	
一 包括信用 購入あつせん関係受領契約の解除に関する事項		イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。 ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができる場合 は、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行 があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括 信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額 が令第二十三条第一項で定める金額以下である利用者と包括信用購入あ つせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日 数、登録少額包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカ ード等に係る極度額が令第二十四条で定める金額以下である利用者と包括 信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条 に定める日数）以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条 の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつ 	
二 支払時期の到来してい る事項		イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない支払分 の支払を請求することができる場合は、包括信用購入あつせん業者が定 める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購 入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し 又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項で定める金額 以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合 にあつては令第二十五条に定める日数、登録少額包括信用購入あつせん業 者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十四条で定 める金額以下である利用者と包括信用購入あつせん関係受領契約を締結 した場合にあつては令第二十五条に定める日数）以上の相当な期間を定 めその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六 第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条 の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合にあつ ては電磁的方法）で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合 が定められていないこと。	
三 支払の義務 が履行され ない場合		（包括信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定め が法第三十条の三第二項の規定に合致していること。	
四 支払分の 支払の義務 が履行され ない場合		三 支払分の 支払の義務 が履行され ない場合	
五 支払の義務 が履行され ない場合		前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ、ロ、ハ又はニに掲げるもの イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機と 接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ イルに記録する方法 ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提 供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算 機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法	
六 支払の義務 が履行され ない場合		二 五 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。 一 閲覧ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを作成すること。 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ハ 顧客ファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法 二 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、包括信用購入あつせん関係受領契約に基づく 包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日までの間、次に 掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している 提供事項を書面により交付する場合、同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法によ り提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事 項を消去することができる。	
七 支払の義務 が履行され ない場合		イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項 ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された提供事項 三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合する。 イ 購入者等が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を顧客ファイルに記録すること。 ロ 前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するため 必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能 な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持さ ることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。	

第五十一条 法第三十条の二の三第二項第三号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、第五号から第八号までに掲げる事項については、法第三十条第二項に基づき、次条第一項第四号に定めるところにより情報を提供した場合には省略することができる。

一 包括信用購入あつせん業者の名称及び住所又は電話番号並びに包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称その他のこれらの方を特定することができる事項

二 契約年月日

三 包括信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合せ、相談等を行うことができ

る機関の名称及び住所又は電話番号

四 法第三十条の五の規定に関する事項

五 包括信用購入あつせん関係受領契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

六 支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

七 弁済金の支払の義務が履行されない場合（包括信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第五十二条 法第三十条の二の三第二項各号に掲げる事項に係る情報を提供するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供すること。

三 前条第四号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを販売した包括信用購入あつせん関係販売業者は役務の提供につきそれを提供する包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、弁済金の支払の請求をする包括信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

四 前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項

一 包括

二 信用購入あつせん関係契約の解除に関する事項

イ 購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができますが、第五十条第二項に掲げる方法とするとする。

三 包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者が令第二十三条第一項第一号及び第六十八条の六第一項第二号に定める金額以下である利用者と包括信

用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合に限る旨が定められていること。

四 前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項

一 包括

二 信用購入あつせん関係契約の解除に関する事項

イ 購入者等の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における包括信用購入あつせん業者の義務に關し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

ハ 包括信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合における包括信用購入あつせん業者の義務に關し、民法第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める日数以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合に限る旨が定められていること。

二 支払

三 時期の到来しない

四 金の支払に請求する事項

五 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

六 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

七 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

八 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

九 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一〇 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一一 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一二 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一三 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一四 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一五 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一六 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一七 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一八 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

一九 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二〇 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二一 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二二 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二三 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二四 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二五 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二六 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二七 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二八 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

二九 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

三〇 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

三一 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

三二 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

三三 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

三四 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

三五 第五号前条から第七号までに掲げるも以外の特約

イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来していない弁済金の支払を請求することができる場合にあつては、包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者がその交付し又は付与したカード等に係る極度額が令第二十三条第一項第一号及び第六十八条の六第一項第二号に定める日数の二倍に相当する旨が定められていること。
ロ 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除することができますが、第五十条第二項に掲げる方法とするとする。
三 包括信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、包括信用購入あつせん業者が二十日（認定包括信用購入あつせん業者が令第二十三条第一項第一号及び第六十八条の六第一項第二号に定める金額以下である利用者と包括信
用購入あつせん関係受領契約を締結した場合にあつては令第二十五条に定める日数以上の相当な期間を定めてその支払を書面（第五十五条の三第一項第一号及び第六十八条の六第一項第一号に定める場合にあつては書面又は電磁的方法、第五十五条の三第一項第二号及び第六十八条の六第一項第二号に定める場合に限る旨が定められていること。
四 前条第五号、第六号及び第八号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項について定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

- 二 一 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを受け付ける方法
前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
二 一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
二 一 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、弁済金に係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅した日（新たに法第三十条の二の三第三項の規定により当該弁済金以外の弁済金を合算する場合を含む。）には、当該情報提供する日（当該情報提供する日）までの間、顧客ファイルに記録された提供事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している提供事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項に係る消去の指図がある場合は、当該提供事項を消去することができる。

第五十三条の二 法第三十条の二の三第四項本文の規定により同条第一項各号若しくは第二項各号又は第三項各号の事項を記載した書面（包括信用購入あつせんに係る債務が残存する包括信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。）を交付するときは、第四十九条及び第五十条第一項若しくは第五十一条及び第五十二条第一項又は前条第一項の規定を準用する。

法第三十条の二の三第四項の規定を準用する場合、当該第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により同条第一項若しくは第二項又は第三項の規定による情報の提供を行つた場合は、当該第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により同条第一項若しくは第二項又は第三項の規定による情報の提供を行つた場合と同様に扱われる。

第五十四条 法第三十条の二の三第五項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて当該契約に係る役務（法第二条第五項に規定する指定役務を除く。）の現金提供価格が一円満たないもの又は包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて役務の提供を受ける者がカード等を提示し若しくは通じて、若しくはそれと引換えに、役務の提供を受けるときは、直ちに当該役務の全部の履行が行われることが通例である役務（法第二条第五項に規定する指定役務を除く。）の現金提供価格を除く。次項において同じ。）を提供するものを締結した場合には、第四号、第六号、第八号及び第十号に掲げる事項（当該役務の提供を受ける者から当該各号に掲げる事項に係る情報の提供を求められた場合における当該事項を除く。）に係る情報を、包括信用購入あつせん関係販売契約であつて当該契約に係る商品（法第二条第五項に規定する指定商品を除く。）の現金販売価格が一円満たない商品（当該契約に係る商品のうち現金販売価格が最も高額であるものを除く。）に係るものに限る。）に係る情報をそれぞれ提供しないことができる。

一 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称及び住所又は電話番号

四 製約年月日
商品若しくは権利又は役務の種類

五 は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間

六 包括信用購入あつせんに係る販売の方針により商品若しくは指定権利を販売する契約又は包
括信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約（以下「包括信用購入あつせ
ん関係販売等契約」という。）について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関
の名称及び住所又は電話番号

七 役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつていているときは、当該役務の内容、提供時
期（当該役務を提供する契約の締結時において当該役務の提供をするときを除く。）その他当
該役務に関する事項

八 商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつてているときは、当該商品の内容、
引渡し時期（当該商品を販売する契約の締結時において当該商品の引渡しをするときを除く。）その他
当該権利に関する事項

九 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるとき
は、その内容

十 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十一 包括信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約
であるときは、その旨

購入者等が、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業
者と対面することなく、かつ、勧誘を受けることなく、機器にカード等を提示し若しくは通知し
て、又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入し、又は役務の提供を受ける場合であつ
て、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する契約を締結した場合においては、前項の規定に
かかわらず、同項各号に掲げる事項に係る情報を提供しないことができる。

一 包括信用購入あつせん関係販売契約であつて購入者がカード等を提示し若しくは通知して、
又はそれと引換えに、商品若しくは指定権利を購入するときは、直ちに当該商品の引渡し若し
くは当該指定権利の移転がされる商品又は指定権利を販売するもの

二 包括信用購入あつせん関係役務提供契約であつて役務の提供を受ける者がカード等を提示し
若しくは通知して、又はそれと引換えに、役務の提供を受けるときは、直ちに当該役務の全部
の履行が行われることが通例である役務を提供するもの

第五十五条 法第三条の二の三第五項の規定により同項各号に掲げる事項に係る情報を提供する
ときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に表示すること。

二 書面の交付又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法に
より提供すること。

三 法第三条の二の三第五項第三号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致して
いること。

イ 購入者等からの包括信用購入あつせん関係販売等契約の解除ができない旨が定められてい
ないこと。

ロ 包括信用購入あつせん関係販売等契約の締結前に包括信用購入あつせん関係販売業者又
は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示
した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相
違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められている
こと。

<p>八 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の責に帰すべき事由により包括信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合における包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の義務に關し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。</p> <p>四 前条第一項第九号及び第十号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。</p>	
<p>三 事項</p>	
<p>一 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合</p>	<p>商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に包括信用購入あつせん関係販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が法令に違反する特約が定められていないこと。</p>
<p>二 前条第九号に掲げる方法を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</p>	
<p>三 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるもの</p>	
<p>イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	<p>ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該提供事項を記録する方法</p>
<p>ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	<p>二 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるもの</p>
<p>イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	
<p>ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	
<p>ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	
<p>二 閲覧ファイル（包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の購入者等の閲覧に供するための提供事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	<p>二 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるもの</p>
<p>イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	
<p>ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	
<p>ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	
<p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに提供事項を記録したものを受け取ること</p>	<p>二 前項第二号の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げるもの</p>
<p>イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p>	
<p>ロ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	
<p>ハ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら利用者又は購入者等の用に供するものに限る。次項において「顧客ファイル」という。）に記録された提供事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供する方法</p>	
<p>二 前項第一号又は二に掲げる方法により提供する場合又は購入者等による当該提供事項を完了する日又は法第三十条の二の三第五項に規定する契約を締結した時から一年を経過する日のうちいかに遅い日までの間、次に掲げる事項を消去し又は改変することができる。</p>	<p>二 前項第一号に規定する場合は、包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十条の二の四第一項に規定する催告を行うことができる。</p>
<p>イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された提供事項を書き出力することにより書面を作成できるものである。</p>	
<p>ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能である。</p>	
<p>三 前項第一号ニに掲げる方法にあっては、次に掲げる基準に適合すること。</p>	
<p>イ 購入者等が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。</p>	
<p>ロ 前号に規定する期間において、イの規定により購入者等が閲覧ファイルを閲覧するため必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能である。</p>	

な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた購入者等が接続可能な状態を維持されることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

四 第二項第二号及び第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の使用に係る電子計算機と、購入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

五 第五十一条の二 法第三十条の二の三第六項本文の規定により同条第五項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、第五十四条及び前条第一項の規定を準用する。

二 法第三十条の二の三第六項たゞし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものとの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十条の二の三第五項各号の事項を記載した書面の交付により同項の規定による情報の提供を行った場合

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものとの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん業者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

イ 包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものとの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 包括信用購入あつせん業者が、当該利用者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ハ 包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るものとの支払を請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項に規定する方法のうち包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十五条の四 法第三十条の二の四第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機と

を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルに記録する方法

ロ 包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催

告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを見たときは、この限りでない。

(業務の運営に関する措置)

第五十六条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り扱う利用者又は購入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合に

は、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第五十七条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により特定信用情報提供等業務を行う者から提供を受けた情報であつて利用者又は購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第五十八条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定によりその取り扱う利用者又は購入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他

の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていらない情報）を、(第九十一条において同様)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

第五十九条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条及び第九十二条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る利用者又は購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る利用者又は購入者等の利益の保護を図るために必要な措置を講ずるための措置

第六十条 包括信用購入あつせん業者は、法第三十条の五の二の規定により利用者又は購入者等からの苦情（法第三十条の四第一項の規定による対抗を含む。以下この条において同じ。）の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

一 利用者又は購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が包括信用購入あつせん業者又は包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者による包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因するものであるかを判別すること。

二 前号の規定により判別した結果その他の事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容を当該包括信用購入あつせん関係販売業者又は当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者とクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に通知すること。

イ 包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が包括信用購入あつせん関係販売業者等契約に關し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるとき。

ロ 包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に起因する苦情（苦情の内容がイの行為に起因するものである苦情を除く。）の発生状況からみて、当該包括信用購入あつせんに係る業務が当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。

三 第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、包括信用購入あつせん業者が包括信用購入あつせんに係る業務に関し利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めるときは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。

四 利用者又は購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前号の規定による調査その他の方法により知った事項からみて、必要があると認めるときは、包括信用購入あつせんに係る業務の改善その他の所要の措置を講じること。

イ 包括支払可能見込額の調査等の特例

(認定包括信用購入あつせん業者の認定の申請)

第六十一条 法第三十条の五の四第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法

二 延滞率（一定の時点における包括信用購入あつせんに係る債務が残存するカード等の件数に対する当該件数のうち延滞している包括信用購入あつせんに係る債務を含むものの割合をいいう。以下同じ。）に関する事項

三 法第三十条の五の四第一項第二号の体制

一 法第三十条の四第一項第一号の方法

二 法第三十条の五の四第一項第二号の体制に関する事項

一 法第三十条の五の四第一項第一号の方法及び同項第二号の体制に関する社内規則等（認定包括信用購入あつせん業者又はその役員（業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。第六十三条第二項第七号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第三号、第六十八条の十一第三号、第九十九条第二項第七号、第一百条第三号及び第一百三十三条の二第二項第三号において同一。）、使用者その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて認定包括信用購入あつせん業者が作成するものをいう。第六十二条の二第二項において同じ。）

二 法第三十条の五の四第一項第二号の体制に関する組織

三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

四 前項第四号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 付隨カード等についてそれに係る契約年月日（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合については、増額した年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与した付隨カード等についてそれに係る極度額（付隨カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合には、増額した後の極度額）

四 前項第五号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日

五 利用者支払可能見込額の算定に關する記録

第六十二条の四 法第三十条の五の五第三項の規定により、認定包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、利用者ごとに、次に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等についてそれに係る有効期間（第一号に掲げる場合には更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときには、その消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項

イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合にあつては、増額した後の極度額）

ハ 法第三十条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十条の五の五第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果

一 法第三十条の五の五第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十条の五の五第一項本文の規定による算定を行つた年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

Digitized by srujanika@gmail.com

法第三十三条の五の五第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額(口)の極度額と異なる場合に限る。)

用して行つた調査の結果

第六十二条の五 法第三十条の五の五第四項の報告は、様式第十三の四による報告書を提出してしなければならない。

二条の三第一項各号に掲げる場合とする。

(登録の日語)
第六十三条 法第三十二条第一項の申請書は、様式第十四によるものとする。

法 第三十二条第一項の經濟産業省令で定める書類は、次のとおりとする。
一 登録申請書提出日より一日以内の一定日の現在に於て、様式第二により作成した財産に関する登録申請書は、登録申請書は出日内の直前事業年度を指す付添表(開車する主元を含む)、第百一十九

条の九第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文において同じ。)、損益計算書(関連する注記を含む。第六十八条の九第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文において

同じ。及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む)。第六十八条の九、第二項第一号本文及び第九十九条第二項第一号本文と同一のもの。又はこれらに代わる書面。ただし、登録簿によれば、会社名を代わる三文書は、第一頁の上部に「第一頁」と記載する。

百七十二条第一項の規定により成立のときに作成する賃借料照表(関連する沿革を含む)
八条の九第二項第一号ただし書及び第九十九条第二項第一号ただし書において同じ。) 又はこ
第六十

二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面
三 役員（法第三十二条第一項第四号に規定する役員をいう。第

第三号、第一百二条第二項第二号、第一百三十三条の二第二項第一号及び第一百三十三条の四第二項第二号（おもて同様）。

四 株主若しくは社員の名簿及び親会社（会社法第一條第四号に規定する親会社をいじ）の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

六
特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者（加入指定信用情報機関を除く。第六十八条の九第二項第六号及び第九十九条第二項第六号において同じ。）の商

七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等（包括信用購入あつせん業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつて包括信用購入

九 法第三十三条の二第一項第五号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第十二条第三項の規定は、法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(取締役等と同等以上の支配力を有する者)

第六十四条 法第三十二条第一項第四号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 当該法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができる）ない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む）をいう。以下この条において「株式等」という。）の百分の二十五を超える議決権に係る株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）を自己又は他人（仮設人を含む。次号において同じ。）の名義をもつて所有している個人

二 当該法人の親会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

三 当該法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

四 当該法人の役員又は前三号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）

一 前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第五百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（同条第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができる株式等に係る議決権を含むものとする。（不正な行為等をするおそれがあると認められる法人）

第六十五条 法第三十三条の二第一項第十号に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 法第三十四条の二第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十九号）第五十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人（包括信用購入あつせんの営業の廃止について相当の理由のある法人を除く。以下この条において同じ。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

二 前号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の業務を執行する社員又はこれに準ずる者であつた者であつて、同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもの（法人に限る。）で、当該届出の日から五年を経過しない法人

三 役員のうち、第一号の期間内に法第三十五条の規定による届出をした法人の役員であつた者であつて同号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の廃止の日までの間にその地位にあつたもので当該届出の日から五年を経過しない者のある法人（包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため必要な体制）

第六十六条 法第三十三条の二第一項第十一号に規定する経済産業省令で定める体制は、次のとおりとする。

一 法第三十条の二第一項本文に規定する調査、法第三十五条の十六第一項及び第三項に規定する措置その他法に定める措置の円滑な実施を確保するために必要な体制

二 利用者又は購入者等の苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制

三 包括信用購入あつせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること。

四 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

2 前項第三号の社内規則等は包括信用購入あつせんに係る業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

（変更の届出）

第六十七条 法第三十三条の三第一項の届出は、様式第十五による届出書を提出してしなければならない。

一 その変更に係る事項を証する書類

二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十三条第二項第九号に掲げる書面（法第三十三条の二第一項第七号に係るものに限る。）

三 第十二条第三項の規定は、法第三十三条の三第三項において準用する法第三十二条第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

（処分の公示）

第六十八条 法第三十四条の四の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

（廃止の届出）

第六十九条 法第三十五条の規定による届出は、様式第十三による届出書を提出してしなければならない。

第四款 登録少額包括信用購入あつせん業者

（利用者支払可能見込額の算定義務の例外）

第六十八条の三 法第三十五条の二の四第一項ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額を当該利用者の求めに応じて一時的に増額しようとする場合であつて、当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受ける目的及び当該包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは当該包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものをあらかじめ確認した場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 極度額を一時的に増額しようとする期間が三月以内の場合であつて、当該増額された後の極度額が法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていい場合は、当該カード等に係る極度額（現に当該カード等についてそれに係る極度額を利用者の求めに応じ一時的に増額している場合にあつては、一時的に増額する前の極度額）の二倍に相当する額を超えない場合において、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとき。

ロ 当該利用者が臨時のかつ短期的な収入を得る見込みがあると認められる場合であつて、当該増額された後の極度額が当該収入に照らして相当であると認めるとき。

ハ 当該利用者が当該カード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から当該利用者若しくは当該利用者と生計を一にする者の生命若しくは身体を保護するため緊急に必要があると認められる役務の提供を受ける場合であつて、当該増額された後の極度額が当該目的に照らして相当であると認めるとさ。

二 包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれによる有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするとき（付随カード等についてそれに係る有効期間を更新するために付隨カード等を当該利用者に交付し又は付与しようとするときを除く。）において、当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額が五万円に満たないとき。

三 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（正当な理由があつて同項本文の規定による算定を行つていい場合は、利用者に交付し又は付与したカード等に係る極度額）の範囲内で、付隨カード等を利用する

者に交付し若しくは付与しようとする場合又は当該付随カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合

四 前二号に掲げるもののほか、登録少額包括信用購入あつせん業者が、カード等を利用者に交付し又は付与した時から当該カード等についてそれに係る有効期間の満了の日までに、当該カード等に代えてカード等を利用者に交付し又は付与しようとする場合（カード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする場合を除く。）

五 登録少額包括信用購入あつせん業者は、前項各号に掲げる場合には、次の各号に掲げる場合には、次に各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、カード等（付隨カード等を含む。）についてそれに係る有効期間（更新された後の有効期間を除く。）の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等（付隨カード等を含む。）に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにおける消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

ロ 利用者の求めがあつた日及びカード等についてそれに係る極度額を増額した年月日

ハ 増額した後の極度額

二 利用者がカード等を提示し又は通知して、包括信用購入あつせん関係販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者から役務の提供を受け目的

ホ あらかじめ確認した包括信用購入あつせん関係販売業者若しくは包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するもの

ヘ 増額した期間において、利用者がカード等を提示し又は通知して、商品若しくは権利を購入した包括信用購入あつせん関係販売業者、又は役務の提供を受ける包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称又はこれに相当するものト 利用者が得る見込みがあると認められる臨時的かつ短期的な収入（前項第一号ロに該当するときに限る。）

二 前項第二号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 当該認定包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額

三 前項第三号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び当該利用者の当該登録少額包括信用購入あつせん業者に対する包括信用購入あつせんに係る債務の額を調査した年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 利用者に交付し又は付与した付隨カード等についてそれに係る極度額（付隨カード等についてそれによる極度額を増額しようとする場合にあっては、増額した後の極度額）

四 前項第四号に掲げる場合 カード等を利用者に交付し又は付与しようとする年月日（利用者支払可能見込額の算定に関する記録）

第五十八條の四 法第三十五条の二の四第三項の規定により、登録少額包括信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、更新された後の有効期間を含み、第二号に掲げる場合には更新された後の有効期間を除く。の満了の日又は当該有効期間内に締結した全ての包括信用購入あつせん関係受領契約（当該カード等等に係るものに限る。）に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく包括

信用購入あつせんに係る債務の全てが弁済その他の事由により消滅したときにおける消滅した日）のうちいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

一 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするためカード等を利用者に交付し若しくは付与したとき又は利用者に交付し若しくは付与したカード等についてそれに係る極度額を増額したとき 次に掲げる事項

イ 契約年月日（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合における年月日）

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額（カード等についてそれに係る極度額を増額しようとする場合における年月日）

ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により利用者支払可能見込額を算定した場合であつて、包括信用購入あつせんをするため、利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新するためにカード等を当該利用者に交付し又は付与したとき 次に掲げる事項

イ 利用者に交付し又は付与しているカード等についてそれに係る有効期間を更新しようとする年月日及び法第三十五条の二の四第一項本文の規定による算定を行つた年月日

ロ 利用者に交付し又は付与したカード等についてそれに係る極度額

ハ 法第三十五条の二の四第一項本文の規定により算定した利用者支払可能見込額（ロの極度額と異なる場合に限る。）

二 法第三十五条の二の四第二項の規定により、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用して行つた調査の結果（利用者支払可能見込額を超える場合のカード等の交付等の禁止に係る利用者の保護に支障を生ずることがない場合）

第六十八條の五 法第三十五条の二の五ただし書の経済産業省令・内閣府令で定める場合は、第六十八条の三第一項各号に掲げる場合とする。

二 登録少額包括信用購入あつせん業者が利用者又は購入者等に提供する役務が、次のいずれにも該当する場合

イ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、カードその他の物を交付することなく、当該利用者にカード等を付与すること。

ロ 当該利用者が、当該利用者の使用に係る電子計算機を用いて、イのカード等を通知して、法第三十条の二の三第一項又は第二項に規定する契約及び同条第五項に規定する契約を締結すること。

ハ 登録少額包括信用購入あつせん業者が、法第三十条の二の三第三項に規定する弁済金であつてロに規定する同条第二項に規定する契約に係るもののが支払請求する場合には、電子情報処理組織を使用する方法のうち第五十三条第二項第一号に掲げるものによること。

二 登録少額包括信用購入あつせん業者が電磁的方法による催告について利用者又は購入者等の承諾を得た場合

前項第一号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、書面により、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うことができる。

第一項第二号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。前項の規定による承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対し、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

5 次条第一項に規定する方法のうち登録少額包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式
(情報通信の技術を利用する方法)

第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを受けた購入者等が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを見認めたときは、この限りでない。

(経済産業大臣への定期報告)

第六十八条の八 法第三十五条の二の七の報告は、様式第十五の二による報告書を提出してしなければならない。

2 法第三十五条の二の七の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他の利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。

(登録の申請)

第六十八条の九 法第三十五条の二の九第一項の申請書は、様式第十五の三によるものとする。

2 法第三十五条の二の九第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面(次条第一号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者及びその親会社に係るもの)。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面

四 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面

六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又は名称を記載した書面

3 第一項第二号に規定する場合には、登録少額包括信用購入あつせん業者は、法第三十五条の二の六第一項に規定する催告を行うときは、あらかじめ、当該利用者又は購入者等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対する承諾を得た登録少額包括信用購入あつせん業者は、当該利用者又は購入者等の申出があつたときは、当該利用者又は購入者等に対する承諾を得なければならない。ただし、当該利用者又は購入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項に規定する方法のうち登録少額包括信用購入あつせん業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式
(情報通信の技術を利用する方法)

第六十八条の七 法第三十五条の二の六第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 登録少額包括信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された催告に係る事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに催告に係る事項を記録したものを受けた購入者等が、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、催告に係る事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録した旨を購入者等に対し通知すること。ただし、購入者等が当該催告に係る事項を閲覧したことを見認めたときは、この限りでない。

(経済産業大臣への定期報告)

第六十八条の八 法第三十五条の二の七の報告は、様式第十五の二による報告書を提出してしなければならない。

2 法第三十五条の二の七の経済産業省令で定める事項は、報告の対象となる事業年度の延滞率の実績その他の利用者支払可能見込額の算定に関する事項とする。

(登録の申請)

第六十八条の九 法第三十五条の二の九第一項の申請書は、様式第十五の三によるものとする。

2 法第三十五条の二の九第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 登録申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書並びに登録申請書提出日の直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面(次条第一号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合にあつては、当該登録を受けようとする者及びその親会社に係るもの)。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により成立のときに作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

二 兼営事業がある場合には、その種類及び概要を記載した書面

四 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

五 加入指定信用情報機関の商号又は名称を記載した書面

六 特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者の商号又は名称を記載した書面

七 包括信用購入あつせんに係る業務に関する社内規則等(法第三十五条の二の九第一項第四号の方法及び同項第五号の体制に関する社内規則等を含む。)

八 包括信用購入あつせんに係る業務に関する組織図(法第三十五条の二の九第一項第五号の体制に関する組織図を含む。)

九 次条第二号又は第三号に規定する要件を満たすものとして法第三十五条の二の三第一項の登録を受ける場合は、これらの号のうちいずれかを満たすことを明らかにする事業計画書

十 法第三十五条の二の十一第四号から第十一号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の二の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(資産の合計額から負債の合計額を控除した額)

第六十八条の十 法第三十五条の二の十一第一項第三号に規定する経済産業省令で定める要件は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額(以下この条において「純資産額」という。)が負の値でないことであつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 法第三十五条の二の三第一項の登録を受けようとする者及びその親会社の純資産額の合計額が、これらの者の資本金又は出資の額の合計額の百分の九十に相当する額以上であるもの

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の五十以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の三十以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の二十以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の十以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の五以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の二以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の一以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

二 事業開始の日から五年以内に純資産額が資本金又は出資の額の百分の零点五以上であることが見込まれるもの

三 事業開始の日から五年以内に純資産額が千万円以上であることが見込まれるもの

(不正な行為等をするおそれがあると認められる法人)

(利用者支払可能見込額の算定の方法等の基準)

第六十八条の十三 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準は、次

のとおりとする。

一 法第三十五条の二の十一第一項第十一号イの方法を定めるに当たり、不適正又は不十分な技

術及び情報を利用していないこと。

二 利用者の支払能力に関する情報を当該利用者に対する不当な差別、偏見その他の著しい不利

益が生じるおそれがあると認められる方法により利用していないこと。

三 この命令に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率に照らし、延滞率を適切に管理すること。

四 法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準は、法第三十五条の二

の四第一項本文に規定する算定の円滑な実施を確保するために必要な体制が定められていること

とする。

(変更の登録)

第六十八条の十四 法第三十五条の二の十二第一項の規定による変更の登録の申請は、様式第十五

の四による申請書を提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第三十五条の二の九第一項第四号の方法を変更しようとするときは、変更後の当該方法に

関する社内規則等

二 法第三十五条の二の九第一項第五号の体制を変更しようとするときは、変更後の当該体制に

関する社内規則等及び組織図

三 前条第一項の規定は法第三十五条の二の十二第一項において準用する法第三十五条の二の十一

第一項第十一号イの経済産業省令で定める基準に、前条第二項の規定は法第三十五条の二の十二

第二項において準用する法第三十五条の二の十一第一項第十一号ロの経済産業省令で定める基準

に準用する。

(変更の届出)

第六十八条の十五 法第三十五条の二の十三第一項の届出は、様式第十五の五による届出書を提出

してしなければならない。

2 法第三十五条の二の十三第三項において準用する法第三十五条の二の九第二項本文の経済産業

省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 その変更に係る事項を証する書類

二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六十八条

の九第二項第十号に掲げる書面(法第三十五条の二の十一第一項第六号に係るものに限る。)

三 の九第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(廃止の公示)

第六十八条の十六 第六十八条の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十四条の四の

規定による公示に準用する。

第六十八条の十七 第六十八条の二の規定は、法第三十五条の三において準用する法第三十五条の

規定による届出に準用する。

第二節 個別信用購入あつせん

第一款 業務

(個別信用購入あつせんの取引条件の表示)

第六十九条 法第三十五条の二の第一項各号の事項を示すときは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。ただし、同項第四号の事項にあつては、支払分の支払の方法が購入者等の要求により支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合以外の場合になつたとき又は個別信用購入あつせんの手数料(金利、信用調査費、集金

費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず個別信用購入あつせんに係る手数料として個別信用購入あつせん業者が購入者等に対し支払わせるものの総額(登記等手数料を個別信用購入あつせんの手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額)。(以下同じ。)が二千五百円未満のときは、示さないことができる。この場合において、同項中「包括信用購入あつせん関係受領契約」とあるのは、「個別信用購入あつせん関係受領契約」と読み替えるものとする。

一 営業所等において見やすい方法により掲示し、又は書面により提示すること。

二 購入者等が読みやすく、理解しやすいよう用語により、正確に示すこと。

三 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

2 法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合においては、同表第二号に定める方法とすること。

三 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。

四 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、次項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

二 法第三十五条の三の二第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、支払分の支払の方法が、支払の間隔については第三十六条第五項第一号に、額については同項第二号に該当する場合においては、同表第二号に定める方法とすること。

三 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

二 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さないこと。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいよう用語により、正確に表示すること。

二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上

の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さうこと。

二 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さうこと。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいよう用語により、正確に表示すること。

二 書面により広告を行う場合にあつては、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上

の大きさの文字及び数字を用いること。

三 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さうこと。

二 法第三十五条の三の二第一項第四号の事項は、前条第二項に規定する方法により算定した個別信用購入あつせんの手数料の料率を年利建てで少なくとも〇・一パーセントの単位まで示し、かつ、当該料率以外の料率を示さうこと。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいよう用語により、正確に表示すること。

ること並びに当該購入者等の支払総額及び当該商品の数量又は当該役務の回数若しくは期間が当該購入者等の緊急に必要とする事情に照らして相当であることを確認した場合

五 個別信用購入あつせんに係る提供の方により役務の提供を受ける者の生活に必要とされる

自動車の道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十八条に規定する点検又は同

法第六十二条第一項に規定する継続検査を行う契約に該当するものに係る個別信用購入あつせ

ん関係受領契約を締結しようとする場合であつて、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必

要とする事情及び当該役務の提供を受ける者の生活の状況に關し当該役務の提供を受ける者か

ら調査した事項並びに法第三十五条の三の三第一項本文の規定による調査により得られた事項

に基づき、当該役務の提供を受ける者が当該役務を必要とすること及び当該役務の提供を受け

る意思を有すること並びに当該役務の提供を受ける者の支払総額が当該役務の提供を受ける者

の生活水準に照らして相当であることを確認した場合

個別信用購入あつせん業者は、前項第一号から第五号までに掲げる場合には、購入者等ごと

に、前項第二号から第五号までの規定に基づく確認に関する記録を、書面又は電磁的記録をもつ

て作成し、個別信用購入あつせん関係受領契約に定められた最終の支払期日（当該契約に基づく

個別信用購入あつせんに係る債務が弁済その他の事由により消滅したときにつきには、その消滅

した日）までの間保存しなければならない。

（個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査等）

第七十五条 法第三十五条の三の五第一項の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせんに係る契約を販売業者又は役務提供事業者（訪問販売を行う者、電話勧誘販売を行う者、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）を行う者、同法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）を行う者又は同法第五十一

条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下「業務提供誘引販売業」という。）を行う者に限り。以下この条及び次条において同じ。）と締結しようとする場合 次に掲げる事項

イ 当該販売業者又は当該役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約（以下「個別信用購入あつせん関係販売契約」といふ。）の申込み又は締結の勧誘に関する基本的な事項

ロ 当該販売業者が個別信用購入あつせんに係る契約を販売業者又は役務提供事業者（訪問販売を行う者、電話勧誘販売を行う者、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）を行う者、同法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）を行う者又は同法第五十一

条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下「業務提供誘引販売業」という。）を行う者に限り。以下この条及び次条において同じ。）と締結しようとする場合 次に掲げる事項

イ 当該販売業者又は当該役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約（以下「個別信用購入あつせん関係販売契約」といふ。）の申込み又は締結の勧誘に関する基本的な事項

ハ 当該販売業者が個別信用購入あつせんに係る契約を販売業者又は役務提供事業者（訪問販売を行う者、電話勧誘販売を行う者、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）を行う者、同法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）を行う者又は同法第五十一

条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下「業務提供誘引販売業」という。）を行う者に限り。以下この条及び次条において同じ。）と締結しようとする場合 次に掲げる事項

イ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行

う者である場合にあっては、特定利益（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定す

る特定利益をいう。以下同じ。）又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供利益（同法第

五十二条第一項に規定する業務提供利益をいう。以下同じ。）に関する事項

ニ 当該販売業者又は当該役務提供事業者の取引の状況及び財産の状況

ホ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者、特定継続的役務提供を行

う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合にあっては、特定商取引に関する法律第三十

三条第一項に規定する連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）、特定継続的役務提供

に係る取引又は同法第五十二条第一項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）に係る業務を継続して行うに足りる体制に関する事項

ヘ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引（訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引をい。以下この条及び次条において同じ。）に関する業務の停止の処分等に関する事項

ト 当該販売業者又は当該役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号に掲げる行為をする

ことを防止するために必要な体制及び当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引

に関する苦情を適切かつ迅速に処理するためには必要な体制の整備の状況に関する事項

チ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情の発生状況及びその内

容に関する事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事が存在

しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤

認の有無に関する事項

イ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係受領契約に

関する事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事が存在

しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤

認の有無に関する事項

ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は

個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定商取引に関する法律第六条第三項、第

二十二条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項若しくは第五十二条第二項の規定に

違反する行為又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第三項に規定する行為

に関する事項

イ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は

個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定商取引に関する法律第六条第三項、第

二十二条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項若しくは第五十二条第二項の規定に

違反する行為又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第三項に規定する行為

に関する事項

ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は

個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定商取引に関する法律第六条第三項、第

二十二条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項若しくは第五十二条第二項の規定に

違反する行為又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第三項に規定する行為

に関する事項

行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項に限る。)であつて、商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係るものとの裏付けとなる根拠を示す資料	5
前条第一号ハに掲げる事項については、個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項又は断定的判断を提供した事項(同号子に掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第三十四条第一項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項又は当該断定的判断を提供した事項に限る。)であつて、特定商取引に関する法律第三十四条第一項第四号又は第五十二条第一項第四号に掲げるものとの裏付けとなる根拠を示す資料を調査しなければならない。	6
前条第一号ニに掲げる事項については、調査日の直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面による確認その他の方法により調査しなければならない。	7
前条第一号ホに掲げる事項については、事業計画書その他の連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に係る業務を継続して行うに足りる体制であることを示すものと調査しなければならない。	8
前条第一号ヘに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。	9
10 前条第二号に掲げる事項に係る調査は、特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けた後、相当な期間をおいて、電話その他の方法により当該申込みをしてきた者に対する行わなければならない。	10
11 前条第二号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。	11
一 法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項について、電話その他の方法により当該申込みをしてきた者に対する行わなければならない。	12
二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が調査の結果による命令に従う。(以下この項において同じ。)を受けたことの有無	13
二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が調査の結果による命令に従う。(以下この項において同じ。)を受けたことの有無	14
三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が法人である場合にあつては、当該法人の役員のうち次のいずれかに該当する者の有無	15
イ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であることの有無	16
ロ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であつた者	17
四 前条第一号チに掲げる事項については、認定割賦販売協会その他の特定取引に関する苦情の処理の業務を行う者の保有する情報の調査を調査しなければならない。	18
五 前条第二号に掲げる事項に係る調査は、特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けた後、相当な期間をおいて、電話その他の方法により当該申込みをしてきた者に対する行わなければならない。	19
六 前条第二号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。	20
二 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項その他当該契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に付随する商品若しくは権利又は役務その他法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項の書面に記載されない事項	21
三 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に付随する商品若しくは権利又は役務その他法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項の書面に記載されない事項	22

四 前号の重要事項があるときは、重要事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認又は重要事項に係る事が存在しないとの誤認の有無	四
五 第二号から前号までに掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断(将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。)の内容が確実であるとの誤認の有無	五
六 前条第二号ロに掲げる事項については、同号ロに規定する行為の有無を調査しなければならない。	六
七 第七十七条 個別信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、第七十五条各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。	七
一 第七十五条第二号イに掲げる事項の調査により前条第十一項第二号に規定する断定的判断(商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項についての断定的判断に限る。)が提供されたことを知つた場合、当該断定的判断の提供を行つた個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の有する当該断定的判断の提供に係る事項の裏付けとなる根拠を示す資料(ただし、既に当該資料を第七十五条第一号ロに掲げる事項の調査(前条第四項第三号に係るものに限る。)により調査した場合にあつては、当該資料を補完する資料)	一
二 第九十四条第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合	二
イ 当該行為の内容	三
ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に関する第七十五条第一号トに掲げる事項	四
ハ その他の当該苦情の内容に応じ、当該苦情に係る法第三十五条の三の七各号に掲げる行為の防止のために必要な事項	五
三 第九十四条第一号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知つた事項に基づき、購入者等からの苦情(法第三十五条の三の十二第一項に規定する申込みの撤回等若しくは法第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項若しくは第三十五条の三の十六第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み若しくはその承諾の意思表示の取消しの申出又は法第三十五条の三の十九第一項の規定による対抗を含む。以下この条及び第九十四条において同じ。)であつて当該苦情の内容が個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る行為に起因するもの(苦情の内容が前号の行為に起因するものである苦情を除く。以下この号及び第九十四条第三号において「特定契約関係苦情」という。)の発生状況及び当該個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者(当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を除く。以下この号及び第九十四条第三号において「他の個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。)による特定契約関係苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合	六
四 前号に定める事項	七

2 第九十四条第一号の規定により判別した結果、同号の苦情の内容が、個別信用購入あつせん関係受領契約が解除され
係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あ
つせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る行為に起因するものと認められる場合であ
つて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業
者に対し第七十五条第一号に定める事項の調査をしていなかつたときは、前項の規定にかかわ
らず、遅滞なく、当該調査をしなければならない。
(個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査に関する記録の作成等)

第七十八条 法第三十五条の三の五第二項の規定により、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当
該各号に定める事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、作成後五年間保存しなけれ
ばならない。ただし、第一号に定める事項の記録については、個別信用購入あつせんに係る契約
を締結した場合に限る。

一 第七十五条第一号に定める事項の調査 次に掲げる事項

イ 調査年月日

ロ 当該調査の結果（当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、當
該資料を含む。）

ハ 当該調査に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提
供事業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した場合には、当該契約の締結の年月日

二 第七十五条第二号に定める事項の調査 次に掲げる事項

イ 前号イ及びロに掲げる事項

ロ 当該調査に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結した場合には、当該契約の締結

の年月日

三 前条の規定による調査 第一号イ及びロに掲げる事項

(個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付)

第七十九条 法第三十五条の三の八第九号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおり
とする。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別
信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

二 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別
信用購入あつせん関係受領契約の締結の年月日

三 商品若しくは権利又は役務の種類

四 商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又
は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

五 頭金の額

六 個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引
に伴う特定負担（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定負担をいう。次条
第五号の表第一号上欄・第八十一条第六号・第八十二条第四号の表第一号上欄・第八十三条第
六号及び第八十四条第四号の表第一号上欄において同じ。）及び特定利益に関する事項

七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務
提供誘引取引に伴う特定負担（特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する特定負担
をいう。次条第五号の表第三号上欄・第八十一条第七号・第八十二条第四号の表第三号上欄・
第八十三条第七号及び第八十四条第四号の表第三号上欄において同じ。）に関する事項

八 支払分の支払回数

九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別
信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合せ、相談等を行うことができる機関
の名称及び住所又は電話番号

十 法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、そ
の内容

十二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除され
た場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容
十三 役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつていているときは、当該役務の内容、提供
時期その他当該役務に関する事項

十四 商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内 容、引渡し時期その他当該商品に関する事項

十五 権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつてているときは、当該権利の内容、移 転時期その他当該権利に関する事項

十六 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあると きは、その内容

十七 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

十八 個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約 であるときは、その旨

十九 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除され た場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

二十 役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつていているときは、当該役務の内容、提供 時期その他当該役務に関する事項

二十一 権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつていているときは、当該権利の内容、移 転時期その他当該権利に関する事項

二十二 商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあると きは、その内容

二十三 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

二十四 個別信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約 であるときは、その旨

二十五 法第三十五条の三の八第五号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次のとおりとする。

二十六 商品又は権利の再販売についての条件のあるときは、その内容

二十七 商品又は権利の受託販売について、委託を受けて販売する商品又は権利の引渡し又は移 転の方法、受け取った代金の引渡しの時期及び方法その他商品又は権利の受託販売について の条件のあるときは、その内容

二十八 同種役務の提供について、条件のあるときは、その内容

二十九 商品又は権利の受託販売について、委託を受けて販売する商品又は権利の引渡し又は移 転の方法、受け取った代金の引渡しの時期及び方法その他商品又は権利の受託販売について の条件のあるときは、その内容

三十 同種役務の提供について、条件のあるときは、その内容

三十一 法第三十五条の三の八第七号に規定する基本的な事項の内容は、次のとおりとする。

三十二 提供し、又はあつせんする業務の内容

三十三 一週間、一月間その他の一定の期間内に提供し、又はあつせんする業務の回数又は時間そ の他の提供し、又はあつせんする業務の量

三十四 一回当たり又は一時間当たりの業務に対する報酬の単価その他の報酬の単価が定められて いる場合には、その単価

三十五 ハに掲げるもののほか、業務提供利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があ ること。

三十六 ハに掲げるもののほか、業務提供利益の支払の時期及び方法その他の業務提供利益 の支払の条件

三十七 法第三十五条の三の八第八号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致してい ること。

三十八 ハに掲げるもののほか、業務提供利益の総額の前に個別信用購入あつせん関係販売業者又 は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が見本、カタログ等により購入者等に対し提示 した当該契約の内容と当該購入者等が受領した商品若しくは権利又は提供を受ける役務が相 違している場合には、購入者等は、当該契約の解除をすることができる旨が定められている こと。

ハ 購入者等が法第三十五条の三の十第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方であ
る場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除された
ものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

二 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同条第

七項 本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除されたものとみなされる
ことを赤枠の中に赤字で記載すること。

五

事項		一 当該鎖錠販売取引に伴う特定負担に関する事項	二 特定利益に関する事項	三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
事項	内容の基準	イ 商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ 権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ 役務の提供の方法	イ 商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の額に対して收受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法 ロ イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件 ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他の特定利益の支払の条件	イ 商品の購入については、その購入先及び当該商品の引渡しの方法 ロ 権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ 役務の提供の方法 イ 取引料の提供については、その提供先、金額、性格並びに提供の時期及び方法 ロ 取引料のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件
一 支払時期の到来しない支払分の支払の請求に関する事項	イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来しない支払分の支払を請求することができる場合は、個別信用を販売した個別信用購入あつせん業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対する旨が定められていること。	前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。	前条第十一号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを提供する個別信用購入あつせん業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん業者に対する抗対の旨が定められていること。	前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。
二 支払の方法	イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来しない支払分の支払を請求することができる場合は、個別信用を販売した個別信用購入あつせん業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間と。	前条第十一号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを提供する個別信用購入あつせん業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん業者に対する抗対の旨が定められていること。	前条第十一号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを提供する個別信用購入あつせん業者又は役務の提供につきそれを提供する個別信用購入あつせん業者に対する抗対の旨が定められていること。	前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

□ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の

<p>二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合）</p> <p>定に合致していること。</p>	<p>口 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来していない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていないこと。</p> <p>支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。</p>
--	---

八 日本産業規格Z二八三〇五に規定するハボイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。	<p>三 商品が種類又は品質に關して契約の内容に適合しない場合に個別信用購入あつせん關係販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。</p>
<p>四 前条第十一号、第十二号及び第十六号に掲げるもの以外の特約</p>	<p>法令に違反する特約が定められていないこと。</p>

日本産業規格ZBハ三〇五による規定するハボイント以上の大きさの文字及びヒ数字を用いること
（個別信用立場にあつては同様の書面による交付）
第八十九条 去第三十五条の三九、第二項第四号の「登録産業省令」・内閣府令で定める事項は、次の
とおり

とおりとする。

一 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

二 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの年月日

四 三
商品若しくは権利又は役務の種類
商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）

六五 頭金の額
個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売取引に伴う特定負担及び特定利益に関する事項

七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販売個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項

八 支払分の支払回数
九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別

十 信用賄入あつせん關係受領契約について購入者等が問合せ
の名称及び住所又は電話番号
去第三十五条の三十九の規定に該する事項
相談等を行うことができる機関

十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十三 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第八十二条 法第三十五条の三の九第二項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 法第三十五条の三の九第二項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ 購入者等が法第三十五条の三の十第一項第一号から第三号までに定める契約の申込みをした者である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされること。

ハ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の申込みをした者である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込みが撤回されたものとみなされること。

ニ 購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あつせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ホ 購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の規定に合致していること。

ヘ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合における個別信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の義務に関し、民法第五百四十五条に規定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

四 項 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、第七十五条第二号に定める事項のみを交付することをもつて足りる。

五 項 同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

事項	内容
一 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項	イ 商品の購入について、その返還の条件 ロ 権利の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法 ハ 役務の提供の方法
二 特定利益に関する事項	イ 商品若しくは権利の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者に対する商品若しくは権利の現金販売価格又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんをする他の者に対する役務の現金提供価格の支払の金額に對して收受し得る特定利益の金額の割合その他の特定利益の計算の方法 ロ イに掲げるもののほか、特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは、その条件 ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定利益の支払の時期及び方法その他特定利益の支払の条件

三 当該業務のうち返還されるものがあるときは、その返還の条件

四 提供誘引販売取引に伴う特定負担及び方法

五 前条第十号に掲げる事項については、その内容に、商品若しくは指定権利の販売につきそれを提供する個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、支払分の支払の請求をする個別信用購入あつせん業者に対抗できる旨が定められていること。

六 前条第十一号から第十三号までに掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一 支払時期の到来していない支払分の支払の請求に関する事項	イ 購入者等の支払義務の不履行により支払時期の到来しない支払分の支払を請求することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行以外の事由により支払時期の到来しない支払分の支払を請求することができる場合として、購入者等の信用が著しく悪化した場合又は重要な契約条項違反があつた場合以外の場合が定められていること。
二 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額又は違約金に関する事項	イ 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額の予定又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。 ロ 支払分の支払の義務が履行されない場合(個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。)の損害賠償額又は違約金の定めが法第三十五条の三の十八第二項の規定に合致していること。
三 前条第十一号及び第十二号に掲げるものの外の特約	法令に違反する特約が定められないこと。
七 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。	日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
二 別個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の締結の月日	商品若しくは権利又は役務の種類
三 商品若しくは権利又は役務の場合は、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間	商品の数量(権利又は役務の場合は、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)
四 頭金の額	頭金の額
五 個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売	個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定連鎖販売個人契約であるときは、当該連鎖販売

七 個別信用購入あつせん関係販売等契約が業務提供誘引販個人契約であるときは、当該業務提供誘引取引に伴う特定負担に関する事項

八 支払分の支払回数

九 個別信用購入あつせん関係販売等契約及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号

十 法第三十五条の三の十九の規定に関する事項

十一 支払時期の到来していない支払分の支払を請求することについての定めがあるときは、その内容

十二 支払分の支払の義務が履行されない場合（個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合を除く。）の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容

十三 前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

第十八条 法第三十五条の三の九第四項各号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 購入者等が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

二 法第三十五条の三の九第四項第二号に掲げる事項については、その内容が次の基準に合致していること。

イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約について、購入者等からの契約の解除ができない旨が定められていないこと。

ロ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項第四号から第六号までに定める契約の相手方である場合には同条第五項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ハ 購入者等が法第三十五条の三の十一第一項に規定する契約の相手方である場合には同条第七項本文の規定により個別信用購入あつせん関係販売等契約が解除されたものとみなされることを赤枠の中に赤字で記載すること。

ニ 購入者等の支払義務の不履行により個別信用購入あつせん関係受領契約を解除することができる場合は、個別信用購入あつせん業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、個別信用購入あつせん業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨が定められていること。

ホ 購入者等の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合の損害賠償等の額についての定めが法第三十五条の三の十八第一項の規定に合致していること。

ヘ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者の責に帰すべき事由により個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約が解除された場合における個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん業者の義務に關し、民法第五百四十五条规定するものより購入者等に不利な特約が定められていないこと。

四 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

三 法第三十五条の三の九第四項第三号に掲げる事項については、法第三十五条の三の五第一項の規定による調査の結果であつて第七十五条第二号に係るもののみを交付することをもつて足りる。

四 前条第六号及び第七号に掲げる事項については、次の表の上欄に掲げる事項に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

一 事項	当該連鎖	内容
販売取引に	口 権利の購入について	商品の購入については、その購入先及び当該権利の移転の方法
一 事項	当該連鎖	内容

二 特定利益にに関する事項	三 提供誘引販売取引に伴う特定負担にに関する事項	四 二取引料の提供及び方法
六	六	六
一 支払時期の到来していな い支払分の支払の請求に關 する事項	前条第十号に掲げる事項につ いては、その内容に、商品若しく は指定権利の販売につきそれを 購入あつせん関係役務提供事業 者に対する事由をもつて、支払分の 支払の請求をする個別信用購入 あつせん業者に対抗できる旨が定 められていること。	口 イに掲げるもののほか、特定利 益の全部又は一部が支払われること となる場合があるときは、その条件 ハ イ及びロに掲げるもののほか、特定利 益の支払の時期及び方法その他の 特定利益の支払の条件
二 支払分の支払の義務が履 行されない場合（個別信用 購入あつせん関係受領契約 が解除された場合を除く。）の 損害賠償額又は違約金に 関する事項	二 支払分の支払の義務が履 行されない場合（個別信用 購入あつせん関係受領契約 が解除された場合を除く。）の 損害賠償額又は違約金に 関するもの以外の特約	口 購入者等の支払の義務の不履 行により支払時期の到来して いない支払分の支払を請求する ことができる場合は、個別 信用購入あつせん業者が定める 一定期間にわたり義務の不 履行があつた場合であつて、個別 信用購入あつせん業者が二十日 以上の相当な期間を定めてその 支払を書面で催告し、その期間 内にその義務が履行されない場 合に限る旨が定められていること。 ロ 購入者等の支払義務の不履行 以外の事由により支払時期の 到来していない支払分の支払を 請求することができる場合と して、購入者等の信用が著しく悪化 した場合又は重要な契約条項違反 があつた場合以外の場合が定め られていること。
三 前条第十一号及び第十二 号に掲げるもの以外の特約	法令に違反する特約が定められ ていないこと。	

七 日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
(個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付)

第八十五条 法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第三十五条の三の十第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により訪問販売等契約(法第三十五条の三の九第一項第一号から第三号までのいずれか又は第三項第一号から第三号までのいずれかに掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約をいう。以下この号、第五号及び第六号において同じ。)に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

二 法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項から第十一項まで、第十三項及び第十四項の規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一項第一号若しくは第二号又は第三項第一号若しくは第二号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。)

三 法第三十五条の三の十第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十項及び第十二項から第十四項までの規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一項第三号又は第三項第三号から第十四項までの規定に関する事項(法第三十五条の三の九第一項第三号又は第三項第三号に掲げる個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係るものに限る。)

四 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

五 訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

六 訪問販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

七 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

八 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

九 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん関係販売業者又は法第三十五条の三の十第一項の規定により交付する書面を申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号又は第三号に掲げる事項の内容について申込者等に告げなければならない。

一〇 第八十六条 法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定により交付する書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一一 法第三十五条の三の十一第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

一二 法第三十五条の三の十一第一項、第四項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項の規定に関する事項

一三 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

一四 特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

一五 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

三 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

四 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者、個別信用購入あつせん業者又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者は、法第三十五条の三の十第一項第一号の規定により交付する書面を特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等(同項各号列記以外の部分に規定する申込者等をいう。以下この条から第八十八条までにおいて同じ。)に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

五 第八十七条 法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の撤回又は特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

六 法第三十五条の三の十一第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定に関する事項

七 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

八 特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

九 特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容

一〇 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

一一 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

一二 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第二号の規定により交付する書面を特定継続的役務提供等契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申込者等に告げなければならない。

一三 第八十八条 法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して二十日を経過するまでは、書面により業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの撤回又は業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の解除を行うことができる。

一四 法第三十五条の三の十一第一項、第五項、第七項から第九項まで、第十一項及び第十二項の規定に関する事項

一五 特定連鎖販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係役務提供事業者及び個別信用購入あつせん業者の名称、住所及び電話番号

一六 業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み又は締結の年月日

一七 書面には日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

- 五 業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに
係る個別信用購入あつせん関係受領契約の内容
- 2 書面には日本産業規格Zハ三〇五に規定するハボイント以上の大きさの文字及び数字を用いな
ければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容については赤枠の中に赤
字で記載しなければならない。
- 4 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個
別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の十一第一項第三号の規定により交付する書面を
業務提供誘引販売個人契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る
個別信用購入あつせん関係受領契約の申込者等に交付した際には、直ちに当該申込者等が当該書
面を見ていることを確認した上で、第一項第一号及び第二号に掲げる事項の内容について当該申
込者等に告げなければならない。
- (業務の運営に関する措置)
- 第八十九条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその取り扱う購
入者等に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その
委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措
置を講じなければならない。
- 第九十条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により特定信用情報提供
等業務を行う者から提供を受けた情報であつて購入者等の支払能力に関するものを、支払能力調
査以外の目的に使用しないことを確保するための措置を講じなければならない。
- 第九十一条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定によりその取り扱う購
入者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別
の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外に使用しないことを
確保するための措置を講じなければならない。
- 第九十二条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により個別信用購入あ
つせんの業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなけ
ればならない。
- 一 当該業務を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 受託者における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、
受託者が当該業務を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対す
る必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る購入者等からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
- 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合に他の適切な第三者に当該
業務を速やかに委託する等、当該業務に係る購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防
止するための措置
- 五 受託者が当該業務を適確に遂行していない場合であつて当該業務に係る購入者等の利益の保
護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要
な措置を講ずるための措置
- 第九十三条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により法第三十五条の
三の九第一項第一号、第二号若しくは第三号又は第三項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる
個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようと
する場合において、法第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知つた事
項からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約が特定商取引に関する法律第九条の二第
一項各号又は第二十四条の二第一項各号に掲げる契約に該当するおそれがあると認めるときは、
当該個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約を締結する
はならない。ただし、当該購入者等が当該個別信用購入あつせん関係販売等契約の締結を必要と
する特別の事情があることを確認したときは、この限りでない。

- 第九十四条 個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十の規定により購入者等からの
苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じるときは、次の各号に定めるところによら
なければならぬ。
- 一 購入者等からの苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情の内容が個別信用購入あつせ
ん業者又は個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に起
因するものであるかを判別すること。
- 二 前号の規定により判別した結果又は認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法に
より知つた事項からみて、次のいずれかに該当するときは、当該苦情の内容に応じ、当該苦情
の処理のために必要な事項を調査すること。
- イ 個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別
信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が個別
信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による
行為(第七十七条第一項第二号に掲げる行為を除く。)をしたと認められるとき。
- ロ 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の
個別信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情
(苦情の内容が第七十七条第一項第二号及びイの行為に起因するものである苦情並びに第七
十七条第一項第三号の苦情を除く。以下この号において同じ。)の発生状況及び他の個別信
用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販
売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせ
ん関係販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められるとき。
- 三 第一号の規定により判別した結果その他の事情からみて、個別信用購入あつせん業者が個別
信用購入あつせんに係る業務に関する購入者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めると
きは、当該苦情の処理のために必要な事項を調査すること。
- 四 購入者等から申出を受けた苦情の内容又は前二号の規定による調査その他の方法により知
った事項からみて、必要があると認めるときは、個別信用購入あつせんに係る業務の改善その他の
の所要の措置を講じること。
- (情報通信の技術を利用する方法)
- 第九十五条 法第三十五条の三の二十二第一項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの
イ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又
は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と購入者等の使用に係る電子計算機と
を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファ
イルに記録する方法
- ロ 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又
は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書
面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて購入者等の閲覧に供し、当該購入者等の使用に
係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第三十五条の三の二十
二第一項の電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつ
ては、個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業
者は個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業
者又は個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を
記録する方法)
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを作成する
方法
- 三 前項に掲げる方法は、購入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるも
のでなければならない。

指定信用情報機関の代表者又は常務に従事する役員が指定信用情報機関を代表すること又は指定信用情報機関の常務に従事することに対し、何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

第二款 業務

(兼業の承認申請)

第一百九条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）
- 二 兼業業務の開始予定年月日
- 三 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面

三 兼業業務の運営に関する規則

四 兼業業務の開始後三年間における当該兼業業務の収支の見込みを記載した書類

(兼業業務の廃止の届出)

一 兼業の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に届け出るものとする。

二 廃止したその業務の内容

三 廃止した年月日

(業務の一部委託の承認申請)

第一百十一条 指定信用情報機関は、法第三十五条の三の四十一第一項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を経済産業大臣に届け出るものとする。

- 一 業務を委託する相手方（以下この条及び次条において「受託者」という。）の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は委託する業務を行う常業所若しくは事務所の所在地
- 二 委託する業務の内容及び範囲
- 三 委託の期間
- 四 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 業務の委託契約の内容を記載した書面

三 受託者が法第三十五条の三の三十六第一項第一号から第四号までに掲げる要件に該当する」とを誓約する書面

四 受託者の沿革を記載した書面

五 受託者の定款又は寄附行為を記載した書面

六 委託する業務の実施方法を記載した書面

七 受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面

八 受託者の役員の氏名又は商号若しくは名称を記載した書面

九 受託者の役員の履歴書

十 受託者の取締役（業務を執行する社員、理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては、執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十一 その他参考となるべき事項を記載した書類（業務の一部委託の承認基準）

(業務規程の記載事項)

第一百十三条 法第三十五条の三の四十三第一項第十号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定信用情報提供等業務を行う時間及び休日に關する事項
- 二 従業者の監督体制に関する事項
- 三 特定信用情報提供等業務に関する記録の作成に関する事項
- 四 特定信用情報提供契約に関する事項
- 五 特定信用情報提供等業務において取り扱う特定信用情報についての利用者又は購入者等の同意に関する事項

六 特定信用情報提供等業務の用に供する設備が、停電及び地震、火災、水害その他の災害の被害を容易に受けたために必要な措置に関する事項

七 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項

八 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合における当該変更の届出に関する事項

九 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、特定信用情報提供等業務の全部又は一部を停止する事故が発生した場合における当該事故の概要及び改善策の届出に関する事項

十 指定信用情報機関又はその業務の一部の委託先の役員又は従業員（以下この号及び次号において「役員等」という。）が特定信用情報提供等業務（業務の一部の委託先にあっては、当該指定信用情報機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用情報機関の業務規程に反する行為が発生したことを知った場合における当該行為が発生した常業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項

十一 加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者又はその役員等が法第三十五条の三の五十六、第三十五条の三の五十七若しくは第三十五条の三の五十九又は指定信用情報機関の業務規程に反する行為を行つたことを知つた場合における当該行為が発生した常業所又は事務所の名称、当該行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名、当該行為の概要並びに改善策の届出に関する事項

十二 その他特定信用情報提供等業務に關し必要な事項（特定信用情報提供等業務に関する記録の記録事項等）

第一百十四条 法第三十五条の三の四十五の規定により、指定信用情報機関は特定信用情報提供等業務に關し、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、作成後三年間保存しなければならない。

一 基礎特定信用情報の提供を依頼した加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは当該加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号（他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の依頼に基づき当該他の指定信用情報機関から基礎特定信用情報の提供の依頼を受けたときは、当該他の指定信用情報機関の商号又は名称及び提供の依頼があつた当該他の指定信用情報機関の加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者の名称又は当該加入包括信用購入あつせん業者若しくは加入個別信用購入あつせん業者を特定するに足りる番号、記号その他の符号）

一 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
二 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確實にその業務を行うことができるものであること。
三 受託者が法第三十五条の三の三十六第一項第二号から第四号までに掲げる要件に該当すること。

四 提供した基礎特定信用情報の内容

第三款 監督

(変更の届出)

第一百五条 法第三十五条の三の五十第一項の規定による届出は、様式第十九による届出書を提出してしなければならない。

2 前項の規定による届出書には、次の書面を添付しなければならない。

一 変更の届出が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地又は役員の氏名若しくは商号若しくは名称に係るものであるときは、その変更を証する書面

二 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び法第三十五条の三の三十七第二項第一号に掲げる書面（法第三十五条の三の三十六第一項第四号に係るものに限る。）

（業務及び財産に関する報告書の提出）

第一百六条 法第三十五条の三の五一第一項の規定による指定信用情報機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、様式第二十により作成し、事業年度経過後三月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類（会社でない場合にあっては、これに代わる書面）を添付しなければならない。

3 指定信用情報機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けて、当該提出を延期する

4 指定信用情報機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定信用情報機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（休廃止の申請）

第一百七条 法第三十五条の三の五十三第一項の規定による認可の申請は、様式第二十一による申請書を提出してしなければならない。

第四款 加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者
(基礎特定信用情報に含まれる事項)

第一百八条 法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一 氏名（ふりがなを付す。）
二 住所
三 生年月日
四 電話番号（勤務先の電話番号を除く。）

五 本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書又は同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）

に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（特定業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号イ、ホ、ヘ、ト、チ、リ若しくはルに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番

2

号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）に限る。）

分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 加入包括信用購入あつせん業者 次に掲げる事項

イ 法第三十五条の三の五六第一項第三号に規定する包括信用購入あつせんに係る債務の額（当該包括信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

が見込まれる額

ロ 包括信用購入あつせん（加入包括信用購入あつせん業者が二月払購入あつせんを業とする者である場合であつて、支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない二月

払購入あつせんに係る債務の額を提供するとき（当該債務の額を法第三十五条の三の五十六第一項第三号に規定する包括信用購入あつせんに係る債務の額と区分して提供するときを除く。）は当該二月払購入あつせん（第三項において「特定二月払購入あつせん」という。）を含む。ハ及び次条第一項において同じ。）に係る債務又は包括信用購入あつせんの手数料の支払の遅延の有無

ハ 包括信用購入あつせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号

二 加入個別信用購入あつせん業者 次に掲げる事項

イ 法第三十五条の三の五六第一項第三号に規定する個別信用購入あつせんに係る債務の額（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

が見込まれる額

ロ 個別信用購入あつせんに係る債務又は個別信用購入あつせんの手数料の支払の遅延の有無

ハ 個別信用購入あつせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号

（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

が見込まれる額

ロ 個別信用購入あつせんに係る債務又は個別信用購入あつせんの手数料の支払の遅延の有無

ハ 個別信用購入あつせんを特定するに足りる番号、記号その他の符号

（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

が見込まれる額

ロ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号

ハ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した権利の種類又は当該権利を特定するに足りる番号、記号その他の符号

（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

が見込まれる額

ロ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品名又は当該商品を特定するに足りる番号、記号その他の符号

ハ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した権利の種類又は当該権利を特定するに足りる番号、記号その他の符号

（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

が見込まれる額

ロ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品の数量又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位

ハ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品の数量又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位

（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

が見込まれる額

ロ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品の数量又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位

ハ 個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売した商品の数量又は個別信用購入あつせん関係受領契約の単位

（当該個別信用購入あつせんの手数料の額を含む。）のうち、購入者等が一年間に支払うこと

一 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時

二 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者が指定信用情報機関と特定信用情報提供契約を締結した時

（情報通信の技術を利用する方法）

第二百二十条 法第三十五条の三の五十七第一項及び第二項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機と利用者又は購入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入個別信用購入あつせん業者又は当該加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者又は購入者等による同意に関する事項を電気通信回線を通じて利用者又は購入者等の閲覧に供し、当該加入包括信用購入あつせん業者又は当該加入個別信用購入あつせん業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに利用者又は購入者等の同意に関する事項を記録したものを得る方法

（特定信用情報の提供等に係る同意に関する記録の作成等）

第二百二十二条 加入包括信用購入あつせん業者又は加入個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の五十七第三項に規定する同意に関する記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該同意に基づき指定信用情報機関が特定信用情報を保有している間保存しなければならない。

第四章 前払式特定取引

（許可の申請）

第二百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第一項の申請書は、様式第二十二条によるものとする。

2 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第一項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 許可申請書提出日前一月以内の一定の日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した許可申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに許可申請書提出日の直前五年事業年度（事業年度が六月の法人にあっては、直前十事業年度）の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに代わる書面

二 次の事項を記載した許可後五事業年度（事業年度が六月の法人にあっては、許可後十事業年度）の業務計画書

イ 前払式特定取引の方法による取引の計画

ロ 収支計画

ハ 資金計画

第三章 役員の履歴書

四 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第六号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面

五 前払式特定取引に関する取次ぎ先を有するときは、取次ぎに係る契約書の写し

六 前払式特定取引の方法による取引額の日前一年間における前払式特定取引の方法による取引額

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第二項の経済産業省令で定める法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

（前払式特定取引契約款の基準）

第一百二十三条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次の事項が記載される欄があること。

イ 法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者（以下この章において「前払式特定取引業者」という。）の名称及び住所

ロ 契約に係る商品又は指定役務の種類又は範囲

ハ 購入者又は指定役務の提供を受ける者（以下この章において「購入者等」という。）が当該契約に基づき支払う金額の総額（以下「契約金額」という。）

二 前払式特定取引に係る各回ごとの支払金額、その支払回数並びに支払の時期及び方法

ホ 前払式特定取引契約款の交付の時期及び交付の方法

二 次の表の上欄の事項が記載されており、かつ、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

記載すべき事項	内容の基準
一 領収書の発行	支払の方法が集金又は持參の場合には、領収書を発行する旨が定められること。
二 商品の代金又は指定役務の対価の完済後の通	商品の代金又は指定役務の対価が完済された場合には、その旨の通知は指定役務の対価が定められていること。

三 知に関すること。

記載すべき事項	内容の基準
一 領収書の発行	支払の方法が集金又は持參の場合には、領収書を発行する旨が定められること。
二 商品の代金又は指定役務の対価の完済後の通	商品の代金又は指定役務の対価が完済された場合には、その旨の通知は指定役務の対価が定められていること。

四 購入者等が支払べき契約金額以外の金銭に

一 購入者等が支払うべき契約金額以外の金銭があるかどうか、及び当該商品の引渡し又は指定役務の提供の時期が商品の引渡し又は指定役務の提供を受ける前に支払うべき代金又は対価の完済後一ヶ月以内の一定の日以後と定められていること。

五 営業保証金又は前受業務保証金の供託等に

一 購入者等が支払うべき契約金額以外の金銭がある場合におけるその額の決定について、購入者等が商品の引渡し又は指定役務の提供を受ける前に購入者等に必要と認められる内容を説明し、了解を得なければならない旨が定められていること。

六 営業保証金及び前受業務保証金の還付に關す

一 購入者等は、その契約によつて生じた債権に關し、営業保証金又は前受業務保証金から弁済を受けることができる旨が表示されていること。

七 契約の解除に

一 購入者等の支払義務の不履行により契約を解除する場合には、前払式特定取引業者が定める一定期間にわたり義務の不履行があつた場合であつて、前払式特定取引業者が二十日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告し、その期間内にその義務が履行されない場合に限る旨並びに前払式特定取引業者の責に帰すべき事由により契約の目的を達することができなくなつた場合その他購入者等が必要

の六第二項」と、同条第二項第一号中「第十二条第二項第四号」とあるのは「第一百二十二条第二項第四号」と、第二十条第一項中「法第十九条第一項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同条第二項中「法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十二条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同項第一号中「法第十九条第四项」における法第十九条第四项において準用する法第十九条第一項」と、同項第一号中「法第十九条第四项」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第一項」と、同号ロ中「第十二条第二項第四号」とあるのは「第一百二十二条第二項第四号」と、「法第十五条第一項」と、同号ロ中「号」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第八号」と、同項第二号中「法第十九条第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条第二項」と、「前払式割賦販売契約約款」とあるのは「前払式特定取引契約約款」と、第二十一条第一項及び第三項中「法第十九条の二」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第十九条の二」と、同条第三項第三号中「商品名」とあるのは「契約に係る商品又は指定役務の種類又は範囲」と、同項第四号中「商品の代金」とあるのは「商品の代金又は指定役務の対価」と、第二十三条中「法第二十条の二第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の二第二項」と、第二十四条中「法第二十条の四第二項」とあるのは「法第三十五条の三の六十二において準用する法第二十条の四第二項」と、第二十五条中「法第三十五条の四第三項の経済産業省令で定める書類は、様式第二十三によるものとする。

(指定の申請) 第五章 指定受託機関

2 法第三十五条の四第三項の申請書は、様式第二十三によるものとする。

3 第百二十六条 法第三十五条の四第三項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 登記事項証明書
二 指定申請書提出日前一月以内の一定日の現在において様式第二により作成した財産に関する調書及び様式第三により作成した指定申請書提出日の直前事業年度の収支に関する調書並びに指定申請書提出日の直前二事業年度(事業年度が六月の法人にあつては、直前四事業年度)の貸借対照表(関連する注記を含む)、損益計算書(関連する注記を含む)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む)。

三 役員の履歴書
四 法第三十五条の五第五号から第七号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第百二十二条第三項の規定は、法第三十五条の四第四項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

(第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者)
第百二十六条の二 法第三十五条の五第七号イの経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害に罹る者とする。

(業務方法書等)
第百二十七条 法第三十五条の四第三項の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。
一 受託事業の目的の範囲
二 受託の限度
三 前受業務保証金供託委託契約の委託者(以下単に「委託者」という)一人に係る受託の限度
四 前受業務保証金供託委託契約(以下「供託委託契約」という。)の締結の方法に関する事項
五 委託手数料に関する事項
六 供託委託契約の締結拒否の基準に関する事項

七 委託者の業務及び財産の状況の調査方法に関する事項
八 資産の運用方法に関する事項
九 その他業務の運営に関する必要な事項

2 法第三十五条の四第三項の事業計画書には、指定後三事業年度(事業年度が六月の法人にあつては、六事業年度)の主要な委託者別受託事業計画、収支計画及び資金計画を記載しなければならない。
(前受業務保証金供託委託契約約款の基準)
第一百二十八条 法第三十五条の五第四号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 次の事項が記載される欄があること。
ロ 供託委託契約の受託者(以下単に「受託者」という。)の名称及び住所
二 委託者の名称及び住所
ハ 契約番号
ニ 契約年月日
ホ 供託委託契約に基づく受託額
ト 契約期間
ヘ 委託手数料の額

記載すべき事項	内容の基準
一 供託義務に関する事項	供託義務の発生事由及び内容が法第十八条の三第三項(法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。)の規定に合致していること。
二 供託義務の履行	受託者は、供託義務の履行により生ずる債権の保全のため必要と認めたときは、委託者に担保を提供させることができる旨が定められていること。
三 委託者の通知義務に関する事項	委託者の業務の運営に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じた場合には、委託者は、当該事実を、遅滞なく、受託者に通知すべき旨が定められていること。
四 調査に関する事項	受託者は、受託事業を遂行する上で必要と認める場合には、委託者の業務及び財産の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
三 次の事項が記載されていないこと。 イ 供託委託契約に基づいて、前受業務保証金を供託した場合に、委託者に対して有することとなる求償権を放棄する旨の定め ロ イに掲げる事項のほか、受託事業の健全な遂行に重大な支障となる定め (変更の届出)	受託者は、受託事業を遂行する上で必要と認める場合には、委託者の業務及び財産の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
2 前項の規定による届出書には、次の書面を添付しなければならない。 一 変更の届出が商号、本店その他の営業所の名称若しくは所在地、資本金の額、役員の氏名若しくは住所又は定款に係るものであるときは、その変更を証する書面 二 変更の届出が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第六条第二項第四号に掲げる書面(法第三十五条の五第七号に係るものに限る。)	受託者は、受託事業を遂行する上で必要と認める場合には、委託者の業務及び財産の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる旨が定められていること。
第一百三十条 法第三十五条の七第一項の規定による届出は、様式第二十四による届出書を提出してしなければならない。 (廃止の届出)	受託者は、受託事業を遂行する上で必要と認める場合には、委託者の業務及び財産の状況について調査を行い、又は報告を求めることができる旨が定められていること。

(事業計画書等の提出)

第一百三十一条 法第三十五条の人第一項の事業計画書には、主要な委託者別受託事業計画、収支計

画及び資金計画を記載しなければならない。

2 法第三十五条の八第二項の規定による届出は、様式第二十五による届出書を提出してしなければならない。

3 法第三十五条の八第三項の規定による事業報告書は、様式第二十六によるものとする。

第六章 クレジットカード番号等の適切な管理

第一節 クレジットカード番号等の適切な管理

(クレジットカード番号等の適切な管理)

第一百三十二条 法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故（以下「漏えい等の事故」という。）の発生を防止するため必要かつ適切な措置を講ずること。

二 クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するため必要な調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行うこと。

三 クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るクレジットカード番号等を利用者に付与したクレジットカード等購入あつせん業者は当該利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供業者から役務の提供を受けるために必要な措置を講ずること。

四 クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のため必要な措置を講ずること。

五 クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。（大量のクレジットカード番号等を取り扱う者）

第一百三十二条の二 法第三十五条の十六第一項第七号の経済産業省令で定める者は、特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者のために、クレジットカード番号等を特定の立替払取次業者に提供（当該立替払取次業者以外の者を通じた当該立替払取次業者への提供を含む。）することを業とする者とする。

第一百三十三条 法第三十五条の十六第三項の経済産業省令で定める基準は、次項から第六項までに定めるところによる。

2 クレジットカード番号等取扱業者は、あらかじめクレジットカード番号等取扱受託業者に、次に掲げる措置を講じさせるために必要な措置を講じなければならない。

一 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に通知すること。

二 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。）を行い、当該調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に提出すること。

三 クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱業者に對し、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱受託業者に對して連絡するとともに当該事故の拡大を防止することについて指導しなければならない。

四 前各号に掲げるもののほか、クレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置

3 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に對し、直ちに当該事故の状況を把握し、その状況を当該クレジットカード番号等取扱受託業者に對して連絡するとともに当該事故の拡大を防止することについて指導しなければならない。

4 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱受託業者に対し、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に對し、当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査（当該事故に對する調査の結果を当該クレジットカード番号等取扱業者に通しすることについて指導しなければならない。

5 クレジットカード番号等取扱業者は、漏えい等の事故を発生させたクレジットカード番号等取扱受託業者又はそのおそれがあるクレジットカード番号等取扱受託業者に対し、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならない。

6 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者においてクレジットカード番号等取扱業者に通しすることについて指導しなければならない。

第二節 クレジットカード番号等取扱契約

(登録の申請)

第一百三十三条の二 法第三十五条の十七の三第一項の申請書は、様式第二十六の一によるものとする。

2 法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 役員の履歴書

二 株主若しくは社員の名簿及び親会社の株主若しくは社員の名簿又はこれらに代わる書面

三 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する社内規則等（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又はその役員、使用人その他の従業者が遵守すべき規則その他これに準ずるものであつてクレジットカード番号等取扱契約締結事業者が作成するものをいう。次条において同じ。）

四 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務及び法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する組織図

五 法第三十五条の十七の五第一項第三号から第八号までの規定に該当しないことを誓約する書面

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録（クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務等の適確な実施を確保するために必要な体制）

4 クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は法第三十五条の十七の八第一項若しくは第三項の規定による調査を第三者に委託する場合には、次に掲げる措置の適確な実施を確保するために必要な体制

イ 当該業務又は当該調査を適確に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

ロ 当該業務又は当該調査の委託を受けた者（以下この号において「受託者」という。）における当該業務又は当該調査の実施状況を定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させ等、受託者に對する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ハ 受託者が当該業務又は当該調査を行った場合に他の適切な第三者に当該業務又は当該調査を速やかに委託する等、当該業務又は当該調査に係る利用者又は購入者等の利益の保護に支障が生じること等を防止するための措置

- 二 受託者が当該業務又は当該調査を適確に遂行していない場合であつて当該業務又は当該調査に係るクレジットカード番号等の適切な管理等を図るため必要がある場合には、当該業務又は当該調査の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

三 法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制

前項第二号の社内規則等はクレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務又は法第三十五条の十七の八第一項又は第三項の規定による調査に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

(変更の届出)

第一百三十三条の四 法第三十五条の十七の六第一項の届出は、様式第二十六の三による届出書を提出してしなければならない。

2 法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 その変更に係る事項を証する書類

二 その変更が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書及び第百三十三条の二第二項第五号に掲げる書面(法第三十五条の十七の五第一項第五号に係るものに限る。)を提出する。

3 第十二条第三項の規定は、法第三十五条の十七の六第三項において準用する法第三十五条の十七の三第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に適用する。

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

第一百三十三条の五 法第三十五条の十七の八第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者若しくは役務提供事業者(以下「加盟店」という。)又はクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者若しくはクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者(以下「加盟店」という。)に関する基本的な事項

二 加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利若しくは提供しようとする役務又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売方法により販売する商品若しくは権利若しくは提供する役務に関する事項

三 加盟申込店が講じようし、又は加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置に関する事項

四 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関して行つた法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為の有無及びその内容

五 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に関する事項

六 加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況

七 加盟申込店又は加盟店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に關し、前号に掲げる行為(第四号に該当する行為を除く。)をすることを防止するために必要な体制及び当該加盟店又は当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項

八 前各号に掲げる事項のほか、加盟申込店又は加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要かつ適切な事項

第一百三十三条の六 法第三十五条の十七の八第一項の規定により前条各号に定める事項の調査については、次項から第九項までに定めるところによる。ただし、前条第六号及び第七号に定める事

項の調査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

- 項の調査については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

一 次項及び第三項に基づく調査の結果その他の事情からみて、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に關し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度が低いと認められる場合 第七項及び第八項に基づく調査を省略し又は第七項及び第八項に定める調査手法のうち、より簡単な方法による調査によること。

二 先進的な技術又は手法を用いた調査により、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に關し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度について、第七項の調査と同等の効果を確保できると認められる場合 当該調査をもつて第七項に基づく調査に代えること。

2 前条第一号に定める事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 加盟申込店が行う取引の種類

二 加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）

3 前条第二号に定める事項については、加盟申込店がクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは権利又は提供しようとする役務の種類を示すものについて調査しなければならない。

4 前条第三号に定める事項については、加盟申込店が講じようとする法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。

5 前条第四号に定める事項については、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による处分を受けたことの有無及びその内容その他の事項について、加盟申込店からの申告又は利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認その他の適切な方法により調査しなければならない。

6 前条第五号に定める事項については、前項の調査の結果、調査の日前五年間に特定商取引に関する法律による处分を受けたことその他法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為があつたことが明らかである場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

7 前条第六号に定める事項については、加盟申込店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認、又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により調査しなければならない。

8 前条第七号に定める事項については、前項の調査の結果、加盟申込店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況及び加盟申込店以外の加盟店（以下この項において「他の加盟店」という。）によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟申込店が当該他の加盟店に比し、著しく利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合に、必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

9 前条第八号に定める事項については、加盟申込店によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な方法により調査しなければならない。

第一百三十三条の七 法第三十五条の十七の人第三項の規定により第百三十三条の五第三号、第六号及び第八号に定める事項の定期的な調査については、次項から第四項までに定めるところにより、それぞれ適切な頻度で行わなければならない。ただし、当該調査は、加盟店におけるクレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供する契約に係る取引状況等を常時監視することその他これと同等以上の措置を講ずることをもつて代えることができる。

第百三十三条の五第三号に定める事項については、加盟店が講じる法第三十五条の十六第一項及び第三項並びに法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合しているかどうかについて調査しなければならない。

第百三十三条の五第六号に定める事項については、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況に鑑み、適切な頻度及び方法により調査しなければならない。この場合において、適切な方法とは、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の当該苦情の発生状況に応じた方法をいう。

第百三十三条の五第八号に定める事項は、加盟店における漏えい等の事故及び利用者又は購入者等によるクレジットカード番号等の不正な利用（以下「不正利用」という。）の発生状況に関する事項を含むものでなければならず、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者が把握している情報に鑑み、当該加盟店における漏えい等の事故又は不正利用が発生する危険性の程度に応じた適切な頻度及び方法により調査しなければならない。この場合において、適切な方法とは、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の当該危険性の程度に応じた方法をいう。

第百三十三条の八 法第三十五条の十七の八第三項の規定により第百三十三条の五第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。

一 加盟店からの申告、利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、認定割賦販売協会の保有する情報の確認又はインターネットを用いた情報の取得その他の適切な方法により知った事項からみて、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつた場合、これらとの事項のうち変更があつた事項

二 利用者から申出を受けた苦情（クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けたものを含む。）の内容の調査その他の方法により商品若しくは権利を販売する契約又は役務を提供し、法第三十五条の三の七各号のいずれかに該当する行為をしたと認める場合

イ 第百三十三条の五第四号に定める事項

ハ 第百三十三条の五第五号に定める事項

ハ 第百三十三条の五第七号に定める事項（クレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に係る事項に限る。）

三 利用者又は購入者等から申出を受けた苦情（クレジットカード等購入あつせん業者を通じて申出を受けたものを含む。）の内容の調査その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者

の利益の保護に欠ける行為に係る苦情（苦情の内容が前号の行為に起因するものである苦情を除く。以下この号において同じ。）の発生状況及び当該加盟店以外の加盟店（以下この号において「他の加盟店」という。）によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者

の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況からみて、当該加盟店が他の加盟店に比し、利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合

イ 当該加盟店によるクレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する利用者又は購入者等の利益の保護に欠ける行為の内容

ロ 第百三十三条の五第七号に定める事項
四 加盟店からの連絡その他の方法により知つた事項からみて、当該加盟店による漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認める場合 次に掲げる事項

五 クレジットカード等購入あつせん業者からの連絡その他の方法により知つた事項に基づき、加盟店における不正利用の発生状況その他の事情からみて、当該加盟店による不正利用の防止に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合 次に掲げる事項

イ 当該不正利用の内容
ロ 当該加盟店が当該不正利用の防止を図るために講ずる第百三十三条の十四第一号の規定による措置の実施状況

ハ 前各号に掲げるもののほか、加盟店によるクレジットカード番号等の適切な管理等に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合 次条第一号から第三号までに掲げるいずれかの措置を適切に講ずるため必要な事項

六 前各号に掲げる措置を講じなければならない。
一 加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十一条の十四各号に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、合理的な期間内に当該基準に適合した措置を講じるよう指導すること。

二 加盟店において、漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、類似の漏えい等の事故の再発防止のため必要な措置を講じるよう指導すること。

三 加盟店における不正利用の発生状況を踏まえ、類似の不正利用の再発防止のために必要な措置を講じるよう指導すること。

四 加盟店が前三号の指導に従わないときは当該加盟店が講ずる法第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は法第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第百三十二条各号、第百三十三条第二項から第六項まで又は第百三十三条の十四各号に定める基準に適合することが見込まれないときは当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約を解除すること。

五 第六十条第二号の規定により包括信用購入あつせん業者から苦情の内容の通知を受けたときは、必要に応じて当該調査に関する情報を当該包括信用購入あつせん業者に提供すること。
六 第六十条第二号の規定により包括信用購入あつせん業者から苦情の内容の通知を受けたときであつて、前条第二号又は第三号に該当するためこれらとの号の規定による調査を行つたときは、必要に応じて当該調査に関する情報を当該包括信用購入あつせん業者に提供すること。

三 当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときには、当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約を締結したときは、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、第百三十三条の五各号に掲げる事項ごとに当該調査の後最初に行う法第三十五条の十七の八第三項の規定による調査に関する記録の作成を終えるまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときには、当該終了の日から五年間）、第三号に掲げる事項にあつては、当該加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了した日から五年間保存しなければならない。

一 調査年月日
二 当該調査の結果（当該調査に関して取得した書面その他の資料がある場合にあつては、当該資料を含む。次項において同じ。）

三 当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約を締結した年月日

2 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十一条の七の規定による調査を行つたときは、各事項ごとに、次に掲げる事項の記録を、書面又は電磁的方法をもつて作成し、各事項ごとに当該調査の後最初に行う調査に関する記録の作成を終えるまでの間（当該調査に係る加盟店とのクレジットカード番号等取扱契約が終了したときには、当該終了の日から五年間）保存しなければならない。

一 調査年月日
二 調査の結果（当該調査の結果を踏まえ、法第三十五条の十七の八第四項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容を含む。）

3 法第三十五条の十七の八第五項の規定により、同条第三項の規定による調査として、第百三十一条の八第一号の規定による調査を行つたときは、第百三十三条の五第一号及び第二号に掲げる事項のうち変更があつた事項の記録を、書面又は電磁的記録をもつて作成し、当該記録を新たに

三	指定受託機関	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日	毎事業年度終了の日から起算して六月を経過した日	
（事業年度が六月以下のもの）	（事業報告書による報告書）	基準日の翌日から起算して五十日を経過する日における供託委託契約の締結状況についての様式第三十	基準日の翌日から起算して五十日を経過する日における供託委託契約の締結状況についての様式第三十	基準日の翌日から起算して五十日を経過する日における供託委託契約の締結状況についての様式第三十	基準日の翌日から起算して五十日を経過する日における供託委託契約の締結状況についての様式第三十	基準日の翌日から起算して五十日を経過する日における供託委託契約の締結状況についての様式第三十	基準日の翌日から起算して五十日を経過する日における供託委託契約の締結状況についての様式第三十	基準日の翌日から起算して五十日を経過する日における供託委託契約の締結状況についての様式第三十	
四	指定受託機関	五	クレジット事業報告書	六	認定割賦販売者	七	カード番号等取扱契約締結事業者	八	贝壳会
（身分を示す証明書）	（意見の聴取）	（意見の聴取）	（意見の聴取）	（意見の聴取）	（意見の聴取）	（意見の聴取）	（意見の聴取）	（意見の聴取）	
第五百三十七条	法第四十一条第七項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三十二のとおりとする。	第五百三十八条	法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。	第五百三十九条	法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。	第五百四十条	法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。	第五百四十一条	法第四十二条第一項又は法第四十四条第一項の規定による意見の聴取は、経済産業大臣若しくはその指名する職員又は経済産業局長若しくはその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。
一	氏名又は名称及び住所	二	その事案に利害関係があることを疎明する事実	三	意見の概要	四	経済産業大臣又は経済産業局長は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見述べることができる者を指定し、意見聴取会の期日の三日前までに、その指定した者に対し、その旨を通知するものとする。	五	意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人、参加人、前項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人以外の者は、意見述べることができない。
六	異議申立人若しくは審査請求人、参加人又は第四項の規定による指定を受けた者の代理人人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。	七	意見聴取会に出席して意見述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの人に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。						

- 8 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合に、議長は、次回の期日及び場所を定め、異議申立人若しくは審査請求人、参加人又は第四項の規定による指定を受けた者に通知し、かつ、告示しなければならない。

9 議長は意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一 事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

三 異議申立人の職名及び氏名

四 出席した異議申立人若しくは審査請求人、参加人又はこれらの代理人の氏名及び住所

五 出席した第四項の規定による指定を受けた者又はその代理人の氏名及び住所

六 その他の出席者の氏名

七 弁論及び陳述又はそれらの要旨

八 提示された証拠の内容

九 その他意見聴取会の経過に関する主要な事項

10 異議申立人若しくは審査請求人又はこれららの代理人は前項に規定する調書を閲覧することができる。参加人、第四項の規定による指定を受けた者その他書面をもつて当該事案について利害関係があることを疎明した者及びその代理人も、同様とする。

(聴聞)

第一百三十九条 行政手続法第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行ふべき期日の二十一日前までに行わなければならない。

(書類の経由等)

第一百四十条 次の申請、届出及び報告は、その申請者、届出者又は報告者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。ただし、当該申請、届出及び報告を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行う場合は、この限りでない。

一 法第十二条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の許可の申請

二 法第十八条の六第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の承継の届出

三 法第十九条第一項及び第二項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の変更の届出

四 法第二十六条（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の廃止の届出

第五百四十二条 令第三十五条第四項の都道府県知事の報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由してしなければならない。

(令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法)

第五百四十二条 令別表第一の二第二号及び別表第一の三第二号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる治療について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 脱毛 光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法

二 にきび、しみ、そばかす、ほくろ、入れ墨その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

三 皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減 薬剤の使用又は糸の挿入による方法

四 脂肪の減少 光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法

五 歯牙の漂白 齒牙の漂白剤の塗布による方法

附 則

この省令は、法の施行の日（昭和三十六年十二月一日）から施行する。

附 則（昭和四三年八月一〇日通商産業省令第九五号）

この省令は、昭和四十三年八月二十五日から施行する。

割賦販売規則（昭和三十六年通商産業省令第五十一号）は、廃止する。

附 則（昭和四七年一二月一四日通商産業省令第一三七号）

1	この省令は、昭和四十八年三月十五日から施行する。ただし、割賦販売法施行規則目次の改正規定（第二章の二に係る部分に限る。）および同規則第十五条の次に一章を加える改正規定は、昭和四十七年十二月十五日から施行する。
2	割賦販売法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十二号）附則第七条第一項の規定により改正後の割賦販売法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者（その者が引き続き同条の許可を受けた場合を含む。）については、改正後の割賦販売法施行規則第十二条の八第二項中「百分の八十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間について、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
昭和四十八年三月十五日から昭和四十九年三月三十一日まで	百分の四十
昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	百分の五十
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	百分の六十
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	百分の七十

附 則（昭和四八年七月二十五日通商産業省令第六七号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年二月二二日通商産業省令第一六号）

この省令は、昭和四十九年三月十五日から施行する。

附 則（昭和五一年一〇月五日通商産業省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月二七日通商産業省令第七号）

この省令は、昭和四九年三月十五日から施行する。

附 則（昭和五六年四月一三日通商産業省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年六月一六日通商産業省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年一月一七日通商産業省令第八二号）

この省令は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附 則（昭和六二年二八日通商産業省令第一三号）

この省令は、昭和六二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年一一月一四日通商産業省令第六六号）

この省令は、平成二年一一月一四日から施行する。

附 則（平成三年一一月二二日通商産業省令第七七号）

この省令は、平成三年一一月二二日から施行する。

附 則（平成四年三月三〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成四年三月三〇日から施行する。

附 則（平成六年五月一七日通商産業省令第四七号）

この省令は、平成六年五月一七日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号）

この省令は、平成六年九月三〇日から施行する。

（施行期日）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成七年四月五日通商産業省令第三四号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

規定（第二章の二に係る部分に限る。）および同規則第十五条の次に一章を加える改正規定は、昭和四十七年十二月十五日から施行する。

割賦販売法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十二号）附則第七条第一項の規定により改正後の割賦販売法第二十九条の五の許可を受けたものとみなされる者（その者が引き続き同条の許可を受けた場合を含む。）については、改正後の割賦販売法施行規則第十二条の八第二項中「百分の八十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間について、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

昭和四十八年三月十五日から昭和四十九年三月三十一日まで	百分の四十
昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	百分の五十
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	百分の六十

百分の七十

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一〇月二二日通商産業省令第九五号）

この省令は、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十四号）の施行の日（平成十一年十月二十二日）から施行する。

附 則（平成一二年三月一一日通商産業省令第二七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、様式第七及び様式第二十一の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第五九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に和議法（大正十一年法律第七十二号）による和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年八月一四日 平成一三年経済産業省令第三号）抄

（施行期日）

この本部令の効力

1 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための経済産業省組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年経済産業省令第三号）となるものとする。

附 則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第一六〇号）

（施行期日）

この本部令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月一一日経済産業省令第一四号）

（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日経済産業省令第三九号）

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に割賦販売法第三十五条の二の二の許可を受けている者については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の割賦販売法施行規則第十四条の三第三項第六号の規定は、適用しない。

附 則（平成一三年三月二六日経済産業省令第一四五号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年四月一八日経済産業省令第一四五号）

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月七日経済産業省令第二九号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日経済産業省令第六六号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月六日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一月二二日通商産業省令第九五号）

この省令は、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成十一年法律第三十四号）の施行の日（平成十一月二十二日）から施行する。

附 則（平成一二年三月一一日通商産業省令第二七号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、様式第七及び様式第二十一の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第五九号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に和議法（大正十一年法律第七十二号）による和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年八月一四日 平成一三年経済産業省令第三号）抄

（施行期日）

この本部令の効力

1 この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための経済産業省組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年経済産業省令第三号）となるものとする。

附 則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第一六〇号）

（施行期日）

この本部令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月一一日経済産業省令第一四号）

（施行期日）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日経済産業省令第三九号）

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に割賦販売法第三十五条の二の二の許可を受けている者については、この省令の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の割賦販売法施行規則第十四条の三第三項第六号の規定は、適用しない。

附 則（平成一三年三月二六日経済産業省令第一四五号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年四月一八日経済産業省令第一四五号）

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月七日経済産業省令第二九号）

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日経済産業省令第六六号）抄

（施行期日）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月六日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一月三日経済産業省令第九号）

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

条の三の五十六第一項の規定にかかわらず、当該特定信用情報提供等業務を行う者に対し、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時に締結された包括信用購入あつせん関係受領契約又は個別信用購入あつせん関係受領契約に係る新省令第百八条第一項第五号から第七号まで並びに同条第二項第二号ニ及びホに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あつせん業者は又は加入個別信用購入あつせん業者は当該事項を得るよう努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第八条 包括信用購入あつせん業者は、当該包括信用購入あつせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行う者が、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時にカード等を交付し又は付与している購入者又は役務の提供を受ける者を相手方とする包括信用購入あつせん関係受領契約を当該特定信用情報提供等業務を行う者が同項の指定を受けた時以後に締結した場合には、新法第三十五条の三の五十六第二項の規定にかかわらず、加入指定信用情報機関に対し、新省令第百十八条第一項第五号から第七号までに掲げる事項の提供を行わないことができる。ただし、この場合において、加入包括信用購入あつせん業者は当該事項を得るように努め、当該事項を得たときは、遅滞なく、加入指定信用情報機関に当該事項を提供しなければならない。

第九条 新省令第百十八条第二項第一号イ及び第二号イの規定は、購入者等が一年間に支払うことが見込まれる額を加入指定信用情報機関に提供しない加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日までの間は、適用しない。

第十条 新法第三十五条の三の五十七第二項の規定は、加入包括信用購入あつせん業者が新省令第百十九条第二項の規定により新法第三十五条の三の五十七第二項各号に掲げる同意を購入者等から得ようとする場合であって、当該加入包括信用購入あつせん業者が当該購入者等から同意を得ようとする包括信用購入あつせん関係受領契約が次に掲げる時前に当該加入包括信用購入あつせん業者がカード等を交付し又は付与している当該購入者等を相手方とするものである場合は、適用しない。

一 包括信用購入あつせん業者と特定信用情報提供契約を締結している特定信用情報提供等業務を行なう者が、新法第三十五条の三の三十六第一項の指定を受けた時の規定により講じた措置は、同項

第十二条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年八月三一日経済産業省令第五一號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三〇日経済産業省令第五〇號)

(施行期日)

この省令は、平成二四年七月六日経済産業省令第五〇號

第一条 この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年七月九日)から施行する。ただし、本則中第百八条第一項の改正規定(同項第六号の改正規定中「運転免許証の番号」を「運転免許証等(運転免許証又は運転経歴証明書をいう。以下この号において同じ。)の番号」に、「運転免許証」を「運転免許証等」に、「当該運転免許証」を「当該運転免許証等」に改める部分及び同項第七号の改正規定中「又是外国人登録証明書」を「在留カード又は特別永住者証明書」に改める部分を除く。)は、平成二十五年四月一日から施行する。

(運転経歴証明書に関する経過措置)

第二条 平成二十四年四月一日前に交付された運転経歴証明書に対するこの省令による改正後の割賦販売法施行規則(以下「新規則」という。)第百八条第一項第六号の規定の適用については、なお従前の例による。

(外国人登録証明書等に関する経過措置)

第三条 新規則第百十八条第一項第七号の適用については、中長期在留者が所持する外国人登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

2 前項の規定により外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則 (平成二八年八月一日経済産業省令第八八號)

この省令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行の日(平成二十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年一月一日内閣府・経済産業省令第二号)

(施行期日)

この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十九号)の施行の日から施行する。ただし、第百四十二条の改正規定については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年十二月一日)から施行する。

第一條 この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十九号)の施行の日から施行する。

第二條 この命令による改正後の割賦販売法施行規則第百三十六条表第一項及び様式第二十八の規定は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る提出書類から適用し、同日前に終了する事業年度に係る提出書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年一月三〇日経済産業省令第六八號)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一表の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一一日経済産業省令第三六号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和一年三月三一日内閣府・経済産業省令第二号)

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一月一日経済産業省令第八一號)

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一六日内閣府・経済産業省令第六号)

この命令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一八日経済産業省令第九二号)

(経過措置)

この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」といいう。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

人三 場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していない場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していなかった場合
四 場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していなかった場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していなかった場合
五 場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払わない場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していなかった場合
上以 人四 場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の借賃を支払わない場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有し、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結している場合	利用者又は購入者等又はその配偶者が住宅を所有せず、かつ、当該住宅の建設又は購入に必要な資金の貸付けに係る契約を締結していなかった場合
別表第三	第一北海道のうち北見市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、土別市、名寄市、三笠市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、伊達市、石狩市、北斗市、亀田郡七飯町、山越郡長万部町、檜山郡江差町、虻田郡京極町、同郡俱知安町、岩内郡岩内町、余市郡余市町、空知郡奈井江町、同郡上砂川町、同郡南富良野町、上川郡鶴居町、同郡東神楽町、同郡上川町、同郡東川町、同郡新得町、勇払郡占冠村、同郡安平町、中川郡音威子府村、同郡中川町、同郡幕別町、天塩郡天塩町、同郡幌延町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、同郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、同郡清里町、紋別郡遠軽町、同郡滝上町、同郡興部町、同郡西興部村、同郡雄武町、沙流郡日高町、浦河郡浦河町、河東郡音更町、河西郡芽室町、同郡中札内村、足寄郡陸別町、釧路郡釧路町、川上郡弟子屈町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町及び日高郡新ひだか町、青森県のうち弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市、岩手県のうち宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市及び岩手郡滝沢村、宮城県のうち石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、大崎市、柴郡大河原町、同郡柴田町、宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町及び黒川郡富谷町、秋田県のうち能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市及び大仙市、山形県のうち米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市及び南陽市、福島県のうち会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市及び南相馬市、茨城県のうち石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、筑西市、那珂郡東海村、稻敷郡美浦村及び北相馬郡利根町、栃木県のうち栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町、群馬県のうち伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、吾妻郡草津町、利根郡みなかみ町及び邑楽郡大泉町、埼玉県のうち行田市、秩父市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、北本市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、北足立郡伊奈町、入間郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡嵐山町、同郡小川町、同郡鳩山町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷺宮町、同郡杉戸町及び	九百万円 二百万円 二百万円 十万円	九百万円 二百万円 二百万円 十万円

同郡松伏町 千葉県のうち銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、白井市、匝瑳市、香取市及び印旛郡酒々井町 東京都のうち西多摩郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村 神奈川県のうち足柄上郡中井町、同郡山北町、愛甲郡愛川町及び同郡清川村 新潟県のうち三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、妙高市、南魚沼郡湯沢町及び刈羽郡刈羽村 富山県のうち魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、同郡上市町、同郡立山町、下新川郡入善町及び同郡朝日町 石川県のうち七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町及び同郡内灘町 福井県のうち敦賀市、小浜市、能美郡大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡永平寺町、南条郡南越前町及び丹生郡越前町 山梨県のうち富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韋崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市及び巨摩郡昭和町 長野県のうち飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、北佐久郡軽井沢町、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、木曾郡木曾町、東筑摩郡波田町、埴科郡坂城町及び上高井郡小布施町 岐阜県のうち高山市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、可児市、瑞穂市、羽島郡岐南町、同郡笠松町及び本市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、愛知郡東郷町、同郡長久手町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡小山町、富士郡芝川町及び浜名郡新居町 愛知県のうち半田市、津島市、碧南市、西尾市、幡豆町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び宝飯郡小坂井町 三重県のうち伊勢市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、龜山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市及び東近江市 京都府のうち福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、南丹市、木津川市、綾喜郡井手町、同郡東栄町及び宝飯郡小坂井町 三重県のうち大和高田市、大和郡山市、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、奈良市、奈良郡精華町 大阪府のうち阪南市、豊能郡豊能町、同郡能勢町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町及び同郡千早赤阪村 兵庫県のうち洲本市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、三木市、小野市、三田市、加西市、たつの市、川辺郡猪名川町、加古郡稻美町及び揖保郡太子町、奈良市、奈良郡吉野町 吉野郡吉野町、同郡大淀町及び同郡平野町、和歌山県のうち海南市、笠岡市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、日高郡美浜町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町及び同郡串本町、鳥取県のうち米子市、宇陀市、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町及び同郡平野町、和歌山県のうち津山市、笠岡市、井原市、総市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町及び小田郡矢掛町 広島県のうち竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市及び安芸郡熊野町 山口県のうち萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、玖珂郡和木町、熊毛郡布田施町及び同郡平生町 德島県のうち鳴門市、小松島市及び阿南市、香川県のうち丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、仲多度郡琴平町及び同郡多度津町 愛媛県のうち今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市 福岡県のうち柳川市、市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、朝倉市及び嘉麻市 佐賀県のうち唐津市及び島

第 区	市、沖縄市、うるま市及び宮古島市	栖 崎県のうち都城市及び延岡市	大分県のうち中津市
二 古内町、茅部郡鹿部町、同郡森町、二海郡八雲町、檜山郡上ノ国町、同郡厚沢部町、爾志郡乙部町、久遠郡せたな町、奥尻郡奥尻町、瀬棚郡今金町、島牧郡島牧村、寿都郡寿都町、同郡黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、同郡真狩村、同郡留寿都村、同郡喜茂別町、同郡豊浦町、同郡洞爺湖町、岩内郡共和町、古宇郡泊村、同郡神恵内村、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡仁木町、同郡赤井川村、空知郡南幌町、同郡上富良野町、同郡中富良野町、夕張郡由仁町、同郡長沼町、同郡栗山町、樺戸郡月形町、同郡浦臼町、同郡新十津川町、雨竜郡妹背牛町、同郡秩父別町、同郡雨竜町、同郡北竜町、同郡沼田町、同郡幌加内町、上川郡当麻町、同郡比布町、同郡愛別町、同郡美瑛町、同郡和寒町、同郡劍淵町、同郡下川町、同郡清水町、中川郡美深町、同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苦前郡苦前町、同郡羽幌町、同郡初山別村、天塩郡遠別町、同郡豊富町、枝幸郡中頓別町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、同郡利尻富士町、網走郡津別町、同郡大空町、斜里郡小清水町、常呂郡訓子府町、同郡置戸町、同郡佐呂間町、紋別郡上湧別町、同郡湧別町、有珠郡壯瞥町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、河東郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、河西郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町及び野付郡別海町、青森県のうちつがる市、平川市、東津軽郡平内町、同郡今別町、同郡蓬田村、同郡外ヶ浜町、西津軽郡駿ケ沢町、同郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、同郡大鷗町、同郡田舎館村、北津軽郡板柳町、同郡鶴田町、同郡中泊町、上北郡野辺地町、同郡七戸町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡南部町、同郡階上町及び同郡新郷村、岩手県のうち八幡平市、岩手郡露石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畠村、同郡普代村、同郡川井村、九戸郡軽米町、同郡野田村、同郡九戸村、同郡洋野町及び二戸郡一戸町、宮城県のうち登米市、栗原市、東松島市、刈田郡藏王町、同郡七ヶ宿町、柴郡田村田町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡紫波町、亘理郡亘理町、同郡元山町、宮城郡松島町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡大郷町、同郡大衡村、加美郡加美町、同郡麻町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町、秋田県のうち潟上市、北秋田市、仙北市、にかほ市、鹿角郡小坂町、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、同郡舟形町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、同郡西町、同郡八峰町、同郡八郎潟町、同郡八郎潟町、同郡大潟村、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町及び同郡東成瀬村、山形県のうち東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡河北町、同郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡金山町、同郡最上町、同郡舟形町、同郡真室川町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村、東置賜郡高畠町、同郡川西町、西置賜郡小国町、同郡白鷹町、同郡飯豊町、東田川郡三川町、同郡庄内町及び飽海郡遊佐町、福島県のうち田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡北塩原村、同郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯野町、双葉郡広野町、同郡楳葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村、相馬郡新地町及び同郡飯館村、茨城県のうち結城市、下妻市、北茨城市、笠			

同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、同郡日高川町、西牟婁郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡古座川町及び同郡北山村、鳥取県のうち岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、同郡智頭町、同郡八頭町、東伯郡三朝町、同郡湯梨浜町、同郡琴浦町、同郡北栄町、西伯郡大山町、同郡南部町、同郡伯耆町、日野郡日南町、同郡日野町及び同郡江府町、島根県のうち雲南省、仁多郡奥出雲町、飯石郡飯南町、簸川郡斐川町、邑智郡川本町、同郡美郷町、同郡邑南町、鹿足郡津和野町、同郡吉賀町、隱岐郡海士町、同郡西ノ島町及び同郡知夫村、岡山県のうち真庭市、美作市、和気郡和氣町、真庭郡新庄村、苦田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町、英田郡西粟倉村、久米郡久米南町、同郡美咲町及び加賀郡吉備中央町、広島県のうち山県郡安芸太田町、同郡北島町、同郡大崎上島町、世羅郡世羅町及び神石郡神石高原町、山口県のうち大島郡周防大島町、熊毛郡上関町、阿武郡阿武町及び同郡阿東町、徳島県のうち吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、美馬郡つるぎ町及び三好郡東みよし町、香川県のうち東かがわ市、さぬき市、三豈市、小豆郡土庄町、同郡小豆島町、木田郡三木町、綾歌郡綾川町及び仲多度郡まんのう町、愛媛県のうち宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町及び南宇和郡愛南町、高知県のうち室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、同郡芸西村、長岡郡本山村、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡檮原町、同郡日高村、同郡津野町、同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村及び同郡黒潮町、福岡県のうち前原市、うきは市、宮若市、みやま市、鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、同郡東峰村、糸島郡二丈町、同郡志摩町、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡広川町、同郡矢部村、同郡星野村、田川郡香春町、同郡添田町、同郡糸田町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡赤村、同郡福智町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、同郡毛町、同郡波佐見町、北松浦郡小値賀町、同郡江迎町、同郡鹿町町、同郡佐々町及び南松浦郡新上五島町、熊本県のうち八代市、人吉市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市、下益城郡城南町、同郡美里町、玉名郡玉東町、同郡南関町、同郡長洲町、同郡和水町、鹿本郡植木町、菊池郡大津町、同郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡産山村、同郡高森町、同郡西原村、同郡南阿蘇村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、同郡津奈木町、球磨郡錦町、同郡あさぎり町、同郡多良木町、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村、同郡球磨村及び天草郡荅北町、大分県のうち日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、同郡門川町、同郡諸塙村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町及び同郡五ヶ瀬町、鹿児島県のうち曾於市、志布志市、南九州市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡蒲生町、同郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡仙町、同郡和泊町、同郡知名町及び同郡与論町、沖縄県のうち豊見城市、南城市、国頭郡国頭

区象対非	村、同郡大宜味村、同郡東村、同郡今帰仁村、同郡本部町、同郡恩納村、同郡宜野座村、同郡武町、同郡伊江村、中頭郡読谷村、同郡嘉手納町、同郡北谷町、同郡北中城村、同郡中城村、同郡西原町、島尻郡与那原町、同郡南風原町、同郡久米島町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡栗園村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町及び同郡与那国町
第一区及び第二区以外の市町村	武町、同郡伊江村、中頭郡読谷村、同郡嘉手納町、同郡北谷町、同郡北中城村、同郡中城村、同郡西原町、島尻郡与那原町、同郡南風原町、同郡久米島町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡栗園村、同郡渡名喜村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡伊是名村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村、八重山郡竹富町及び同郡与那国町

様式第1 (第12条関係) (平18年令39・全改、平18年令62・平21年令37・令元令37・令
2年令92・一部改Ⅱ)

前払式割賦販売業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

前払式割賦販売業の許可を受けたいので、割賦販売法第12条第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 名称
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
- 4 資本金又は出資の額
- 5 役員の氏名
- 6 前払式割賦販売の方法により販売しようとする指定商品の種類
(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

登録免許税領収書添付欄

様式第2 (第12条、第63条、第68条の9、第99条、第122条、第126条、第136条関係)

財産に関する調書

×許可登録番号
×提出年月日

住 所
名 称
代表者の氏名

(年 月 日現在)		目	帳簿価格	修正価格	備考
A 資産の部					
I 流動資産					
(1) 現 金					
(2) 預 金					
(3) 受取手形					
(貸倒引当金)					
(4) 売 担 金					
(イ) 割賦販売に係る売掛金					
(貸倒引当金)					
(ロ) 前払式特定期取引に係る売掛金					
(貸倒引当金)					
(ハ) 包括信用購入あっせんのカード等に係る未収債権					
(貸倒引当金)					
(二) 額別信用購入あっせんに係る未収債権					
(貸倒引当金)					
(ホ) その他の売掛金					
(貸倒引当金)					
(5) 有 価 証 券					
(6) 商 品					
(7) 製 品					
(8) 半 製 品					
(9) 原 材 料					
(10) 仕 槽 品					
(11) 貯 藏 品					
(12) 前 渡 金					
(13) 前 払 費 用					
(14) 短 期 貸 付 金					
(貸倒引当金)					
(15) 立 賃 金					
(16) 未 収 入 金					
(貸倒引当金)					
(17) 未 収 収 益					
(18) 前払式割賦販売に係る繰延費用(1年以内)					
(19) 前払式特定期取引に係る繰延費用(1年以内)					
(20) その他の流動資産					
II 割賦販売法の規定により供託された営業保証金					
及び前受業務保証金					
(21) 現金による営業保証金及び前受業務保証金					

(22) 有価証券による當業保証金及び前受業務保証金			
III 固定資産			
1 有形固定資産			
(23) 建物	()		
(減価償却累計額)			
(24) 構築物	()		
(減価償却累計額)			
(25) 機械及び装置	()		
(減価償却累計額)			
(26) 車両その他の陸上運搬具	()		
(減価償却累計額)			
(27) 工具器具及び製品	()		
(減価償却累計額)			
(28) 土地	()		
(29) 建設仮勘定	()		
(30) その他の有形固定資産	()		
(減価償却累計額)			
2 無形固定資産			
(31) のれん			
(32) 借地権			
(33) 特許権			
(34) 商標権			
(35) 実用新案権			
(36) 意匠権			
(37) 電話加入権			
(38) その他の無形固定資産			
3 投資等			
(39) 投資有価証券			
(40) 出資金			
(41) 長期貸付金	()		
(貸倒引当金)			
(42) 前払式割賦販売に係る繰延費用(1年超)			
(43) 前払式特定取引に係る繰延費用(1年超)			
(44) その他の投資等			
IV 繰延資産			
(45) 創立費			
(46) 開業費			
(47) 株式交付費			
(48) 社債発行費			
(49) 開発費			
(50) その他の繰延資産			
B 負債の部			
I 流動負債			
(1) 支払手形			
(2) 貸借元金			
(イ) 包括信用購入あっせんのカード等に係る未払債務			
(ロ) その他の買掛金			
(ク) 個別信用購入あっせんに係る未払債務			
(ハ) その他の買掛金			
(3) 短期借入金			
(4) 未払金			
(5) 未払費用			

(6) 前受金			
(イ) 前払式割賦販売に係る会員前受金(1年以内)			
(ロ) 前払式特定取引に係る会員前受金(1年以内)			
(ハ) その他の前受金			
(7) 預り金			
(8) 前受収益			
(9) 未払法人税等			
(10) その他の流動負債			
II 固定負債			
(11) 仕掛債			
(12) 長期借入金			
(ア) 会員前受金	()		
(イ) 前払式割賦販売に係る会員前受金(1年超)			
(ロ) 前払式特定取引に係る会員前受金(1年超)			
(14) 退職給付引当金			
(15) その他の固定負債			
III 引当金			
(16) 勘定変動準備金			
(17) 海外市場開拓準備金			
(18) その他の引当金			
IV 未実現利益			
(19) 割賦販売に係る未実現利益			
(20) 前払式特定取引に係る未実現利益			
(21) 包括信用購入あっせんに係る未実現利益			
(22) 個別信用購入あっせんに係る未実現利益			
資産の部の合計額から負債の部の合計額を控除した額			
(A-B)			
(参考) 純資産			
1 株主資本			
1 資本金			
2 資本剰余金			
(1) 資本準備金			
(2) その他の資本剰余金			
3 利益剰余金			
(1) 利益準備金			
(2) その他の利益剰余金			
4 自己株式			
II 評価・換算差額等			
1 その他の有価証券評価差額金			
2 繰延ヘッジ損益			
3 土地再評価差額金			
III 新株予約権			

(備考)
1 貸倒引当金又は減価償却累計額を計上する資産については、「帳簿価額」の左欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を記載する前の帳簿価額及び貸倒引当金又は減価償却累計額の額を、「帳簿価額」の右欄に貸倒引当金又は減価償却累計額を記載した後の帳簿価額を記載し、その他の資産及び負債及び資本については、「帳簿価額」の右欄に帳簿価額を記載すること。

2 「修正価額」の欄には、割賦販売施行令第6条ただし書の規定により帳簿価額以外の額による場合における同ただし書に規定する当該資産又は負債の額を記載すること。

3 「備考」の欄には、必要に応じ、資産及び負債について当該資産又は負債の内容及び評価方法を要約して記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

5 ×印の欄は、様式第1若しくは様式第22の許可申請書又は様式第14若しくは様式第16の登録申請書に添付する場合は、記載しないこと。

様式第3 (第12条、第122条、第126条関係) (昭49通産令137・全改、平6通産令47・平18
修正令8・平21通産令37・令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

收支に関する調書

許可番号
提出年月日

住所

名称

代表者の氏名

(自 年月日至 年月日) (単位 千円)

科 目	金 額	備 考
A 経常収益		
1 純 売 上 高	×××	
2 割賦未実現利益繰入又は戻入	×××	
3 前払式特定取引未実現利益繰入 又は戻入	×××	
4 営 業 外 収 益		
(1) 受 取 利 息	×××	
(2) 有 債 証 券 利 息	×××	
(3) 受 取 配 当 金	×××	
(4) そ の 他 の 営 業 外 収 益	×××	×××
B 経常費用		
1 売 上 原価	×××	
2 販売費及び一般管理費	×××	
3 営 業 外 費 用		
(1) 支 払 利 息 及 び 割 引 料	×××	
(2) そ の 他 の 営 業 外 費 用	×××	×××
経常収支率 ($\frac{A}{B} \times 100$)	×××	

(注) 前払式割賦販売又は前払式特定取引による繰延費用当期増加額 ××千

円同当期減少額 ××千円である。

(備考)

- 1 経常収益及び経常費用の計算には、前期損益修正その他通常の営業活動以外の原因により発生した特別の利益又は損失の額は、これを除外すること。
- 2 割賦販売又は前払式特定取引に係る未実現利益を貸借対照表の負債の部に計上している場合には、その当期増加額は、割賦未実現利益繰入又は前払式特定取引未実現利益繰入としてこれを経常収益から控除し、当期減少額は、割賦未実現利益戻入又は前払式特定取引未実現利益戻入としてこれを経常収益に加えて計算すること。
- 3 前払式割賦販売又は前払式特定取引による繰延費用を貸借対照表の資産の部に計上している場合には、その繰延費用の当期増加額及び当期減少額をそれぞれ区分して、注記欄に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4(第14条関係)(昭47通産令137・全改、昭59通産令82・平6通産令47・平12通産令200

・平21通産令37・平28内府経産令2・令元経産令17・令2経産令28・一部改正)

營業保証金供託届出書

年月日

經濟産業大臣殿

許可(登録)番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦版宪法第16条第2項(第18条第2項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)、第22条第3項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)及び第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により供託をしたので、供託書の写しを添えて届け出ます。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5(第17条関係)(平15通産令1・全改、平15通産令17・一部改正、平21通産令37・旧様式第4の2様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

前受金保全措置届出書

年月日

經濟産業大臣殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦版宪法第18条の4第1項又は第22条第2項(これらの各規定を第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により、供託書(供託書及び供託委託契約書)の写しを添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 基準日 年月日

2 基準日において供託している営業保証金の額 ① 円

3 基準日における前受金の額 ② 円

4 基準額 ③ × 1 / 2 - ② ④ 円

5 前受金保全措置の内容

(1) 供託所名

(2) 前受業務保証金の供託

イ 金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		(計) ⑤ 円

ロ 有価証券の供託

供託年月日	供託番号	名稱	回記号	番号	枚数	券面額	券面額合計	割合	供託金額
						円	円	円	円

(計) ⑥ 円 (計) ⑦ 円

ハ 据替国債の供託					
供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割合	供託価額
			円		円
			(計) 円		(計)○ 円

(2) 前受業務保証金供託委託契約の締結

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円
			(計)○ 円

6 前受金保全措置を講じた額	○+○+○	○	円
----------------	-------	---	---

(備考)

1 「割合」の欄には、割賦販売法施行規則第16条第1項第1号又は第2号(第125条において準用する場合を含む。)に規定する割合を記載すること。

2 「契約対象期間」の欄には、その期間内に許可割賦販売業者若しくは法第35条の3の61の許可を受けた者が法第27条第1項各号(法第35条の3の62において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなった場合又は受託者が法第20条の3第3項(法第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定による指示を受けた場合において、受託者が委託額に相当する額の前受業務保証金の供託をすることを約した期間を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6(第18条関係)(平18年産令1・令改、平15年産令17・一部改正、平21年産令37・旧様式第4の3條下・一部改正、令元年産令17・令2年産令92・一部改正)

前受業務保証金取扱承認申請書

年月日

経済産業大臣殿

許可番号
住所
名称
代表者名

割賦販売法第18条の5第3項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により、前受業務保証金の取扱について承認を受けたいので、下記のとおり申譲します。

記

1 基準日 年月日

2 基準日において供託している営業保証金の額 ○ 円

3 現に講じている前受金保全措置の内容

- (1) 供託所名
(2) 前受業務保証金の供託
イ 金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		円
		(計)○ 円

ロ 有価証券の供託

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	額計	割合	供託価額
						円	円		円
						(計)○ 円		(計)○ 円	

ハ 据替国債の供託

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割合	供託価額
			円		円
			(計)○ 円		(計)○ 円

(3) 前受業務保証金供託委託契約の締結

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円 (計)④

(4) 前受金保全措置を講じている額 $\textcircled{④} + \textcircled{⑤}$ 円

4 基準日における前受金の額	④	円
5 基 準 額	$\frac{\textcircled{④} \times 1}{2 - \textcircled{②}}$	円
6 取戻しができる前受業務保証金の額	④ - ⑤	円

7 取戻しをしようとする前受業務保証金

(1) 供託所名

(2) 金 銭

金額	供託年月日	供託番号
円		
(計) 円		

(3) 有価証券

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	供託価額
						円	円	円

(4) 握替国債

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	供託価額
			円	円

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第7(第18条関係) (平18経産令1・全改、平15経産令17・一部改正、平21経産令37・旧様式第4の4様下・一部改正、令元経産令17・令2 経産令92・一部改正)

前受業務保証金供託委託契約解除承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

許可番号
住 所
名 称
代表者の氏名記
1 基 準 日 年 月 日
2 基準日において供託している営業保証金の額 $\textcircled{④}$ 円

3 現に講じている前受金保全措置の内容

- (1) 供託所名
(2) 前受業務保証金の供託
イ 金銭の供託

供託年月日	供託番号	供託金額
		円 (計)④

ロ 有価証券の供託

供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
						円	円		円

ハ 握替国債の供託

供託年月日	供託番号	銘柄	金額	割合	供託価額
			円 (計)④		円 (計)④

(3) 前受業務保証金供託委託契約の総額

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額
			円
			(計)④ 円

(4) 前受保全措置を講じている額

① + ② + ③	④	円
-----------	---	---

4 基準日における前受金の額

⑤	円
---	---

5 基準額

(⑤ × 1 / 2 - ④)	円
-----------------	---

6 解除することができる供託委託契約の契約額

7 解除しようとする供託委託契約の内容

受託者名	契約年月日	契約対象期間	委託額	契約解除年月日	解除額	備考
			円		円	
			(計) 円		(計) 円	

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8(第19条関係)(昭47通産令137・文部省令59通産令82・平6通産令46・平12通産令200
・一部改正、平21経産令37・旧様式第5様下、一部改正、令元経産令17・令2 経産令92・一部
改正)

承継届出書

年月日

経済産業大臣殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦販売法第18条の6第1項本文(第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により許可割賦販売業者の地位を承継したので、割賦販売法施行規則第10条第2項各号(第125条において準用する場合を含む。)に掲げる書面を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の住所
- 3 被承継者の名称及び代表者の氏名
- 4 許可年月日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9（第20条、第129条関係）（昭47通産令137・全改、昭59通産令62・平6通産令47・平12通産令27・一部改正、平21通産令37・旧様式第3條下・一部改正、平39内府経産令17・令元経産令17・令23経産令92・一部改正）

変更届出書

年月日

経済産業大臣様

許可（指定）番号

住 所

名 称

代表者の氏名

下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第19条第1項（第35条の3の62において準用する場合を含む。）又は第35条の6の規定により割賦販売法施行規則第20条第3項第1号（第125条において準用する場合を含む。）又は第129条第2項に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日及び理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第10（第20条関係）（昭47通産令137・全改、昭59通産令62・平6通産令47・平12通産令27・一部改正、平21通産令37・旧様式第7條下・一部改正、令元経産令17・令23経産令92・一部改正）

前払式割賦販売契約約款（前払式特定期取引契約約款）変更届出書

年月日

経済産業大臣様

許可番号

住 所

名 称

代表者の氏名

下記のとおり前払式割賦販売契約約款（前払式特定期取引契約約款）を変更するので、割賦販売法第19条第2項（第35条の3の62において準用する場合を含む。）の規定により、割賦販売法施行規則第20条第3項第2号（第125条において準用する場合を含む。）に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

1 変更しようとする事項

2 変更しようとする年月日及び理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11(第21条関係) (昭56通産令32・追加、昭59通産令82・平6通産令47・平12通産令200
・一部改正、平21経産令37・旧様式第7の2様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令58・
一部改正)

帳簿備付営業所届出書

年月日

経済産業大臣殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

割賦販売法施行規則(以下「規則」という。)第21条第1項(第125条において準用する場合を含む。)の規定により、帳簿を備える営業所を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 主たる営業所に備える帳簿に規則第21条第3項各号に掲げる事項をすべて記載することが困難な理由

- 2 帳簿を備える従たる営業所の名称等

備付開始年月日	帳簿を備える従たる営業所の名称及び所在地	左欄の営業所に備える帳簿に規則第21条第3項各号に掲げる事項が記載される営業所又は代理店の名称及び所在地

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第12(第24条関係) (昭47通産令137・追加、昭59通産令33・旧様式第7の2様下、昭59通産令48・平6通産令47・平12通産令200・一部改正、平21経産令37・旧様式第7の3様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令58・一部改正)

前受業務保証金取扱承認申請書

年月日

経済産業大臣殿

(指定番号)

住所

名称

代表者の氏名

割賦販売法第20条の4第2項(第35条の3の62において準用する場合を含む。)の規定により、前受業務保証金の取扱いについて承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 取扱いをしようとする前受業務保証金の額

- 2 取扱いをしようとする理由

(備考)

- 1 指定番号は、指定受託機関が申請する場合に記載すること。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13
3関係
(第26条、第68条の2、第68条の17、第103条、第125条、第133条の13関
係) (昭47通産令17・令改、昭50通産令48・平6通産令47・平12通産令36・一部改正、平13通産令
37・旧様式第8様下一部改正、平23内府経産令2・令元経産令17・令2 内府経産令6・令3
経産令92・一部修正)

様式第13
3の2
(第61条関係)
様式第13
3の2
(第61条関係)

様式第13 (第26条、第68条の2、第68条の17、第103条、第125条、第133条の13関
係) (昭47通産令17・令改、昭50通産令48・平6通産令47・平12通産令36・一部改正、平13通産令
37・旧様式第8様下一部改正、平23内府経産令2・令元経産令17・令2 内府経産令6・令3
経産令92・一部修正)

營業廃止届出書 年月日

経済産業大臣殿

許可(登録)番号

住 所

名 称

届出者の氏名

前払式割賦販売(包括信用購入あつせん、個別信用購入あつせん、前払式
特定期引、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者)の営業を廃止した
ので、割賦販売法第26条第1項(第35条、第35条の3において準用する第35
条、第35条の3の35、第35条の3の6)において準用する第26条第1項及び第
35条の17の14)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日及び理由
- 2 届出者と許可割賦販売業者(登録包括信用購入あつせん業者、登録個別
信用購入あつせん業者、法第35条の3の6)の許可を受けた者、クレジット
カード番号等取扱契約締結事業者との関係

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第13の2 (第61条関係) (令2内府経産令6・追加)
認定包括信用購入あつせん業者認定申請書

年月日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

認定包括信用購入あつせん業者の認定を受けたいので、割賦販売法第5条の5の4第1項の規
定により、割賦販売法施行規則第61条第3項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法
- 2 延滞率に関する事項
- 3 割賦販売法第30条の5の4第1項第2号の体則

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「割賦販売法第30条の5の4第1項第1号の方法」の欄には、当該方法の要及び当該方
法に基づく利用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。

3 「延滞率に関する事項」の欄には、この命令に基づいて指定信用機関が算定する延滞
率を掲げ、認定を取得することが見込まれる日を含む事業年度の想定延滞率及びその理由
を記載すること。

4 「割賦販売法第30条の5の4第1項第2号の体則」の欄には、社内規則等や組織図を掲げ
え、当該体則の概要を記載すること。

様式第13の3 (第62条の2関係) (令2内附経産令6・追加)
変更認定申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住所

名 称

代表者の氏名

認定申請を下記のとおり変更いたしますので、割賦販売法第30条の5の4第3項の規定により、
割賦販売法施行規則第62条の2第2項に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 変更を予定する事項
2 変更の内容及び変更の理由
3 変更を予定する年月日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第62条の2第2項第1号に規定する割賦販
売法第30条の5の4第1項第1号の方法を変更する場合には、当該方法の概要及び新規方法
に基づく利用者又は可能範囲の具体的な変更を記載すること。
3 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第62条の2第2項第2号に規定する割賦販
売法第30条の5の4第1項第2号の体制を変更する場合には、変更後の体制の概要を記載す
ること。

様式第13の4 (第62条の5関係) (令2内附経産令6・追加)
認定包括併用購入あつせん業者定期報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住所

名 称

代表者の氏名

第 第 (白 年 月 日 至 年 月 日)

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法第30条の5の5第4項の規定により、下記のとお
り報告します。

記

- 1 標記の事業年度の延滞率及びその理由
2 次期事業年度の想定延滞率及びその理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第14(第63条関係) (平21経産令57・追加、平20内府経産令2・令元経産令17・令2経産令99・一部改正)

包括信用購入あつせん業者登録申請書

年月日

経済産業大臣 殿

住所

名称

代表者の氏名

包括信用購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第32条第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

1. 名称

2. 本店の所在地及び電話番号

3. その他の営業所(外国法人にあっては、国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地

4. 資本金又は出資の額

5. 純資産比率

6. 役員の氏名

7. 協会加入の有無 有(会員番号:) 無

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. 名称にはふりがなを付すこと。

3. 「純資産比率」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額(純資産額)を計算し、「純資産額+資本金又は出資の額」に100を乗じた数値を記載すること。

4. 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第32条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。

5. 「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。

登録免許税領収書添付欄

様式第15(第67条関係) (昭43通産令99・旧様式第4種様下・一部改正、昭59通産令62・平6通産令47・平12通産令20・一部改正、平21通産令37・旧様式第10様下・一部改正、平20内府経産令2・令元経産令17・令2経産令92・一部改正)

変更届出書

年月日

経済産業大臣 殿

登録番号

住所

名称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があったので、割賦販売法第32条の3第1項の規定により、割賦販売法施行規則第67条第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1. 変更した事項

2. 変更の年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の2 (第68条の8関係) (令2内前継産令6・追加)
登録少額保証用購入あつせん業者定期報告書

年月日

経済産業大臣様

登録番号

住所

名義

代表者の氏名

第 款 (自 年 月 日 至 年 月 日)

該年の事業年度が終了したので、割賦販売法第35条の2の7の規定により、下記のとおり報告

します。

記

1 割賦の事業年度の延滞率及びその理由

2 次期事業年度の想定延滞率及びその理由

(備考) 用紙の人ときは、日本産業規格A4とすること。

様式第15の3 (第68条の9関係) (令2内前継産令6・追加)
登録少額保証用購入あつせん業者登録申請書

年月日

経済産業大臣様

住 所

名 称

代表者の氏名

登録少額保証用購入あつせん業者登録を受けていたので、割賦販売法第35条の2の9第1項の規定により、同表第1項に規定する書類を添えて申請します。

1 名称

2 本店の所在地及び店舗名

3 その他の営業所(外國法人にあつては、国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地

4 利用者支払可能見込額の算定を行う場合

5 利用者支払可能見込額の算定を行う場合

6 利用者支払可能見込額の算定を行う場合

7 利用者支払可能見込額の算定を行う場合

8 利用者支払可能見込額の算定を行う場合

9 利用者支払可能見込額の算定を行う場合

10 協会加入の有無 有(会員番号:) 無(備考)

1 用紙の人ときは、日本産業規格A4とすること。

2 名称にはふりがなを付すこと。

3 「種別区分表」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき割賦販売法第35条の2の3第1項の登録を受けるようとする者及びその会社の資本の合計額から食料の合計額を控除した額

〔全体の純資本額〕を計算し、〔全体の純資本額〕と〔全体の資本金又は出資の額〕に10%を乗じた額を記載すること。

4 「種別区分表」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき資産の合計額から負債の合計額を控除した額(純資本額)を計算し、〔純資本額〕を記載すること。

5 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第35条の2の9第1項第3号に規定する役員に該当する者を全て記載すること。

6 「利害関係者支払可能見込額の算定の方針」の欄には、当該方法の種類及び当該方法に基づく利

用者支払可能見込額の具体的算定例を記載すること。

7 「延滞率に関する事項」の欄には、この場合に基づいて指定信用情報機関が算定する延滞率を該当する登録者を記載すること。

8 「利害関係者支払可能見込額の算定を行う体制」の欄には、社内規則等や組織図を踏まえ、当該体制の運営を記載すること。

9 「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付

け、有の場合は併せて会員番号を記載すること。

登録免許税領収書添付欄

様式第15の4 (第68条の14関係) (令2内閣総理令6・追加)
変更登録申請書

年 月 日

経営者兼法人様

登録番号
佐
姓
名
券
代
者
の
名

登録事項を下記のとおり変更いたしますので、割賦販売法第68条の12第1項の規定により、
割賦販売法施行規則第68条の14第2項に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 变更を予定する事項
- 2 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第68条の14第2項第1号に規定する利用者
支払可視見込額の算定の方法を変更する場合には、当該方法の概要及び当該方法に基づく利
用者支払可視見込額の具体的算定例を記載すること。
- 3 「変更の内容」について、割賦販売法施行規則第68条の14第2項第2号に規定する利用者
支払可視見込額の算定を行う体制を変更する場合には、変更後の体制の概要を記載すること。

様式第15の5 (第68条の15関係) (令2内閣経産令6・追加)
変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第35条の2の13第1項の規定により、
割賦販売法施行規則第6条の15第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 变更した事項
 - 2 变更した年月日及び理由
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第16 (第99条関係) (平21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)
個別信用購入あつせん業者登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

個別信用購入あつせん業者の登録を受けたいので、割賦販売法第35条の3の24第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

更新履歴 前回登録時 登録番号 (年 月 日)

1 登録区分 新 規 更 新

2 名称

3 本店の所在地及び電話番号

4 その他の営業所の名称及び所在地

5 資産の合計額から負債の合計額を控除した額

6 役員の氏名

7 協会加入の有無 有(会員番号:) 無

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「資産の合計額から負債の合計額を控除した額」の欄には、割賦販売法施行令第6条に基づき、資産の合計額から負債の合計額を控除した額(純資産額)を記載すること。

3 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第32条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。

4 「協会加入の有無」の欄には、認定割賦販売協会への加入につき、該当するものに○印を付け、「有」の場合は併せて会員番号を記載すること。

5 新規登録の場合は、登録免許税額収書を、更新の場合は、収入印紙を添付すること。

登録免許税額収書又は収入印紙

様式第17 (第102条関係) (平21経産令37・追加、平29内閣経産令3・令元経産令17・令2経産令22・一部改正)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第35条の3の28第1項の規定により、割賦販売法施行規則第102条第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

- 1 変更した事項
 - 2 変更の年月日及び理由
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第18 (第106条関係) (平21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令22・一部改正)

指定信用情報機関申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

指定信用情報機関の指定を受けたいので、割賦販売法第35条の3の37第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 商号又は名称
 - 2 主たる営業所又は事務所その他特定信用情報提供等業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
 - 3 役員の氏名又は商号若しくは名称
 - 4 特定信用情報提供等業務及び特定信用情報提供等業務に付随する業務以外の業務を行うときは、その業務の内容
- (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第19 (第115条関係) (学21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

変更届出書

年月日

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

下記のとおり変更があったので、割賦販売法第35条の3の50第1項の規定により、割賦販売法施行規則第115条第2項各号に掲げる書面を添えて届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更の年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第20 (第116条関係) (学21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

業務及び財産に関する報告書

第 期 (自 年 月 日
至 年 月 日)

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

1 特定信用情報提供等業務の概要

--

(記載上の注意) 特定信用情報提供等業務の営業状況の推移について簡潔に記載すること。

2 役職員数、営業所・事務所

(1) 役職員数

区 分	人 数 等	
	うち個人	うち法人
役 員		
うち常勤役員		
職 員		
從 業 員	そ の 他	
	計	

(2) 営業所・事務所

営 業 所 名	住 所

(記載上の注意) 記載基準日は事業年度の末日とすること。

3 関係会社の状況

名 称	住 所	資本金又 は出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の所有又は被 所有割合	関係内容
				所有割合 (%)	被所有割 合(%)

(記載上の注意)

- 1 「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項における関係会社をいう。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」の欄には、小数点第3位以下を切り捨てて表示すること。
- 3 「住所」の欄には、国内の関係会社は市町村名まで記載し、海外の関係会社は都市名まで記載すること。
- 4 「関係内容」の欄には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況等について記載すること。

4 会員の状況

(1) 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者

名 称	住 所	加 入 年 月 日

(2) 包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者以外の会員

名 称	住 所	主要な事業の内容	加 入 年 月 日

--	--	--	--

(記載上の注意) 記載基準日は事業年度の末日とすること。

5 基礎特定信用情報の状況

	登録件数 (千件)	登録人數 (百万人)	残債務 (百万円)	残債務額 (百万円)	登録商品等 の件数 (百万件)
包括信用購入あつせん					
個別信用購入あつせん					
合 計					

(記載上の注意)

- 1 記載基準日は事業年度の末日とすること。
- 2 「マンスリークリア残債額」とは、支払時期の到来していない又は支払の義務が履行されていない二月払購入あつせん又は二月払個別購入あつせんに係る債務の額をいう。
- 3 「残債額」とは、割賦販売法第35条の3の56第1項第3号に規定する債務の額をいう。
- 4 「年間支払見込額」とは、割賦販売法施行規則第118条第2項第1号イ又は第2号イに規定する額をいう。
- 5 「登録商品等の件数」とは、割賦販売法施行規則第104条第2項第5号に規定する件数の合計数をいう。

6 照会件数

依 帳 先	当該事業年度中の照会件数 (百万件)		
	契 約 照 会	管 理 照 会	合 計
会員			
うち包括信用購入あつせん業者			
うち個別信用購入あつせん業者			
うち上記以外			
他の指定信用情報機関			
うち包括信用購入あつせん業者			
うち個別信用購入あつせん業者			

その他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 「契約照会」とは、会員が顧客から新たな与信申込を受けた際に行う照会をいう。
- 2 「管理照会」とは、契約中の顧客の特定信用情報を確認する目的で行う照会をいう。

7 料金又は手数料の内訳

会員	当該事業年度中の料金（百万円）
うち包括信用購入あつせん業者	
うち個別信用購入あつせん業者	
うち上記以外	
小 計	
他の指定信用情報機関	
うち包括信用購入あつせん業者	
うち個別信用購入あつせん業者	
その他	
小 計	
合 計	

8 特定信用情報提供等業務の委託先

商号又は名称	住所又は所在地	資本金又は出資金（百万円）	主要な事業の内容	委託形態	同意年月日	委託業務の内容	関係内容

(記載上の注意)

- 1 「委託形態」の欄には、指定信用情報機関から受託している者（以下「受託者」という。）は「委託」と記載し、受託者から委託を受けている者は「再委託」と記載するとともに受託者の名前を記入すること。
- 2 「同意年月日」の欄には、指定信用情報機関が再委託に係る同意を与えた年月日を記載すること。
- 3 「関係内容」の欄には、役職員の兼任や資金援助、営業上の取引状況について記載すること。

9 個人情報保護への取組み

(記載上の注意) 安全管理対策、外部監査、会員管理、業務委託先管理その他の個人情報保護への取組みについて簡潔に記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第21 (第117条関係) (平21経産令37・追加、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

特定信用情報提供等業務休廩止申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

特定信用情報提供等業務の全部又は一部の休止又は廩止をしたいので、割賦販売法第35条の3の53第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 休止又は廩止しようとする年月日及び理由

2 申請者と指定信用情報機関との関係

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第22 (第122条関係) (平18経産令39・全改、平18経産令63・一部改正、平21経産令37・旧様式第10の2様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令02・一部改正)

前払式特定取引業許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

前払式特定取引業の許可を受けたので、割賦販売法第35条の3の62において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第35条の3の62において準用する同法第12条第2項に規定する書類を添えて申請します。

1 名称

2 本店の所在地

3 その他の営業所及び代理店の名称及び所在地

4 資本金又は出資の額

5 役員の氏名

6 前払式特定取引の方法により取引しようとする商品又は指定役務の種類又は範囲

(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

登録免許税領収書添付欄



様式第23(第126条関係) (昭47通産令137・追加、昭59通産令82・旧様式第10の2様下・一部改正、平6通産令47・平12通産令200・平18通産令63・一部改正、平21通産令87・旧様式第10の2の2様下・一部改正、令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

指定受託機関指定申請書

年 月 日

経済産業大臣殿

住 所

名 称

代表者の氏名

指定受託機関の指定を受けたいので、割賦販売法第35条の4第2項の規定により、同条第3項に規定する書類を添えて申請します。

- 1 商 号
- 2 本店の所在地
- 3 その他の営業所の名称及び所在地
- 4 資本金の額
- 5 役員の氏名

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第24(第130条関係) (昭47通産令137・追加、平6通産令47・平12通産令200・一部改正、平21通産令87・旧様式第10の2様下・一部改正、令元通産令17・令2通産令92・一部改正)

受託事業廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

指定番号

住 所

名 称

届出者の氏名

受託事業を廃止したので、割賦販売法第35条の7第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止した年月日及び理由
- 2 届出者と指定受託機関との関係

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第25 (第131条関係) (昭47通産令137・追加、平6通産令47・平12通産令260・一部改正、平21通産令27・旧様式第10の4條下・一部改正、令元通産令17・令2通産令22・一部改正)
事業計画変更届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

指定番号

住 所

名 称

代表者の氏名

事業計画書の記載事項に変更があったので割賦販売法第35条の8第2項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第26 (第131条関係) (昭15通産令30・全改、平21通産令27・旧様式第10の5條下・一部改正、令元通産令17・令2通産令22・一部改正)

事業報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

指定番号

住 所

名 称

代表者の氏名

年度 事業報告書
第 期 自 年 月 日
至 年 月 日

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法第35条の8第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の概要
- 2 供託委託契約に関する事項 (別表(イ)により記載すること。)
- 3 株主総会に関する事項 (株主総会招集の年月日、通知した事項及び決議した概要等について記載すること。)
- 4 取締役会又は執行役に関する事項 (取締役会招集又は執行役決定の年月日、決議又は決定した事項の概要等について記載すること。)
- 5 株主に関する事項 (別表(ハ)により記載すること。)
- 6 経営の状況
 - (1) 比較貸借対照表 (別表(イ)により記載すること。)
 - (2) 比較損益計算書 (別表(ハ)により記載すること。)
 - (3) 比較株主資本等変動計算書 (別表(ヘ)により記載すること。)
 - (4) 附属明細表 (別表(ヘ)から(ノ)までにより記載すること。)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別表(4)

期末現在における委託者別供託委託契約締結状況明細表

(単位 千円)

備考

- 1 上位30社について記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(口)

大株主名簿

(備考)

- 1 当該事業年度末現在において、最も大口の株主から順次30位までの者について記載すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(小)

比較廣告對照表

(单位 千円)

科 目	種 別	期 日	第 期 日	第 期 日
		(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
資 产 の 部				
I 流動資産				
1 現金及び預金		× × ×		× × ×
2 受取手形		× × ×		× × ×
貸倒引当金		× × ×		× × ×
3 未収入金		× × ×		× × ×
貸倒引当金		× × ×		× × ×
4 有価証券		× × ×		× × ×
5 短期貸付金		× × ×		× × ×
貸倒引当金		× × ×		× × ×
6 割引費用		× × ×		× × ×
7 未払収益		× × ×		× × ×
8 その他の流動資産		× × ×		× × ×
流動資産合計			× × ×	× × ×
II 固定資産				
1 有形固定資産				
(1) 建 物		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(2) 構築物		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(3) 車輛運搬具		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(4) 什器備品		× × ×		× × ×
減価償却累計額		× × ×		× × ×
(5) 土 地		× × ×		× × ×
(6) 建設仮勘定		× × ×		× × ×
(7)		× × ×		× × ×
有形固定資産合計			× × ×	× × ×
2 無形固定資産				

(1) のれん	×××		×××		
(2) 借地権	×××		×××		
(3) 長期前払費用	×××		×××		
(4)	×××		×××		
無形固定資産合計		×××		×××	
3 投資					
(1) 投資有価証券	×××		×××		
(2) 債券保証金	×××		×××		
(3) 退職給付引当特定資産	×××		×××		
(4) その他の投資	×××		×××		
投資合計		×××		×××	
固定資産合計		×××		×××	
III 懸延資産					
1 創立費	×××		×××		
2 開業費	×××		×××		
3 株式交換費	×××		×××		
4 社債発行費	×××		×××		
5	×××		×××		
懸延資産合計		×××		×××	
資産合計		×××		×××	

負債の部					
I 流動負債					
1 供託準備金	×××		×××		
2 支払手形	×××		×××		
3 短期借入金	×××		×××		
4 未払費用	×××		×××		
5 未払金	×××		×××		
6 預り金	×××		×××		
7 前受金	×××		×××		
8 前受収益	×××		×××		
9 未払法人税等	×××		×××		
10 その他の流動負債	×××		×××		
流動負債合計		×××		×××	
II 固定負債					

1 長期借入金 (うち受託事業基金)	×××		×××		
2 社債	×××		×××		
3 退職給付引当金	×××		×××		
4 割賦未払金	×××		×××		
5 その他の固定負債	×××		×××		
固定負債合計		×××		×××	
III 引当金					
1 供託準備金	×××		×××		
2 賃料準備金	×××		×××		
3 特別償却引当金	×××		×××		
4 価格変動準備金	×××		×××		
5 保険差益引当金	×××		×××		
6	×××		×××		
引当金合計		×××		×××	
負債合計		×××		×××	

純資産の部					
I 株主資本					
1 資本金	×××		×××		
2 資本剰余金	×××		×××		
(1) 資本準備金	×××		×××		
(2) その他資本剰余金	×××		×××		
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金	×××		×××		
(2) その他利益剰余金	×××		×××		
① 任意積立金	×××		×××		
② 繰越利益剰余金	×××		×××		
4 自己株式	×××		×××		
株主資本合計		×××		×××	
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金	×××		×××		
2 懸延ヘッジ損益	×××		×××		
3 土地再評価差額金	×××		×××		
評価・換算差額等合計		×××		×××	
III 新株予約権	×××	×××	×××	×××	
純資産合計		××		××	

負債・純資産合計	×××		×××
----------	-----	--	-----

(注記)

1 期末受託残高 ×××千円

2 ······

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(2)

比較損益計算書

(単位 千円)

科 目	種 別	期 間		第 年 月 日	自 至	期 間		第 年 月 日	自 至
		内	訳			内	訳		
I 営業損益									
1 収入手数料		×××						×××	
2 代供託額		×××						×××	
3 供託金繰入		×××						×××	
4 ······		×××						×××	
5 一般管理費									
人件費									
(1) 従業報酬		×××						×××	
(2) 給 料		×××						×××	
(3) 謹手当		×××						×××	
(4) 賞 与		×××						×××	
(5) 退職金		×××						×××	
(6) 法定福利費		×××						×××	
(7) 厚生費		×××						×××	
(8) 福利施設費		×××	×××					×××	
物件費									
(1) 修繕維持費		×××						×××	
(2) 事務用品費		×××						×××	
(3) 事務機械費		×××						×××	
(4) 図書印刷費		×××						×××	
その他の費用									
(5) 旅 費		×××						×××	
(6) 交通費		×××						×××	
(7) 通信費		×××						×××	
(8) 用水光熱費		×××						×××	
(9) 調査研究費		×××						×××	
(10) 会議費		×××						×××	
(11) 協会費及び諸会費		×××						×××	
(12) 業務推進費		×××						×××	
(13) 広告宣伝費		×××						×××	
(14) 交際費		×××						×××	
(15) 寄附金		×××						×××	
(16) 地代家賃		×××						×××	
(17) 保険料		×××						×××	
(18) 雜 費		×××	×××					×××	
6 その他の費用									
(1) 租税公課		×××						×××	
(2) 減価償却費		×××	×××	×××				×××	
営業利益					×××			×××	
II 営業外損益									
1 営業外収益									
(1) 受取利息		×××						×××	
(2) 有価証券利息		×××						×××	
(3) 受取配当金		×××						×××	
(4) 有価証券売却益		×××						×××	
(5) 雑収入		×××	×××					×××	
2 営業外費用									
(1) 支払利息及び割引料		×××						×××	
(2) 社債利息		×××						×××	
(3) 社債発行費償却		×××						×××	
(4) 創立費償却		×××						×××	
(5) 開業費償却		×××						×××	
(6) 有価証券売却損		×××						×××	

(6) 旅 費	×××			×××					
(6) 交通費	×××			×××					
(7) 通信費	×××			×××					
(8) 用水光熱費	×××			×××					
(9) 調査研究費	×××			×××					
(10) 会議費	×××			×××					
⑩ 協会費及び諸会費	×××			×××					
⑫ 業務推進費	×××			×××					
⑬ 広告宣伝費	×××			×××					
⑭ 交際費	×××			×××					
⑮ 寄附金	×××			×××					
⑯ 地代家賃	×××			×××					
⑰ 保険料	×××			×××					
⑯ 雜 費	×××	×××		×××	×××				
6 その他の費用									
① 租税公課	×××			×××					
② 減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××				
営業利益				×××				×××	
1 営業外収益									
① 受取利息	×××			×××					
② 有価証券利息	×××			×××					
③ 受取配当金	×××			×××					
④ 有価証券売却益	×××			×××					
⑤ 雑収入	×××	×××		×××	×××				
2 営業外費用									
① 支払利息及び割引料	×××			×××					
② 社債利息	×××			×××					
③ 社債発行費償却	×××			×××					
④ 創立費償却	×××			×××					
⑤ 開業費償却	×××			×××					
⑥ 有価証券売却損	×××			×××					

(7) 雜支出	×××	×××	×××	×××
經常利益		×××		×××
III 特別利益				
1 退職給付引当金取扱額	×××		×××	
2 供託準備金戻入	×××		×××	
3 責任準備金戻入	×××		×××	
4 特別償却引当金戻入	×××		×××	
5 債務変動準備金戻入	×××		×××	
6 固定資産売却益	×××		×××	
7	×××	×××	×××	×××
IV 特別損失				
1 責任準備金繰入	×××		×××	
2 特別償却額	×××		×××	
3 債務変動準備金繰入	×××		×××	
4 質押損失	×××		×××	
5 固定資産売却損	×××		×××	
6	×××	×××	×××	×××
税引前当期純利益		×××		×××
法人税、住民税及び事業税		×××		×××
法人税等調整額		×××		×××
当期純利益		×××		×××

(注記) 1

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(4)

比較株主資本等変動計算書

(単位 千円)

項 目	前事業年度 第 月 日 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	当事業年度 第 月 日 (自 年 月 日) (至 年 月 日)
I 株主資本		
1 資本		
(1) 資本		
初期未残高	×××	×××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
(2) 資本剰余金		
(1) 資本剰余金		
初期未残高	×××	×××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
(2) その他資本剰余金		
初期未残高	×××	×××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
資本剰余金合計		
初期未残高	××	××
当期変動額 新株の発行	×× ×× ××	×× ×× ××
当期変動額合計	××	××
当期末残高	××	××
3 利益剰余金		
(1) 利益剰余金		
初期未残高	××	××
当期変動額 新株の配当	△×× △×× △××	△×× △×× △××
当期変動額合計	△××	△××
当期末残高	××	××
(2) その他の利益剰余金		
① 任意積立金		
初期未残高	××	××

当期変動額	× × ×	× × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
② 総資本利益割合金 前期末残高 当期変動額 当期末残高	× × × × × × × × ×	× × × × × × × × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 割引率の適用 当期純利益 △	× × × △ × × × × × × × ×	× × × △ × × × × × × × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
4 自己株式 前期末残高 当期変動額 自己株式の処分	× × × × × × × × ×	× × × × × × × × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
株主資本合計 前期末残高 当期変動額 新規の発行 割引率の配当 当期純利益 自己株式の処分 △	× × × × × × × × × × × × × × × × × ×	× × × △ × × × × × × × × × × × × × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
II 評価・換算差額金 1 その他の資産評価差額金 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × × × × × × × ×	× × × × × × × × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×
当期末残高	× × ×	× × ×
2 総延べヘッジ損益 前期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	× × × × × × × × ×	× × × × × × × × ×
当期変動額合計	× × ×	× × ×

(備考) 1 左欄には前事業年度における金額を、右欄には当事業年度における金額を記載する。

記載すること。

2 事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
 3 変動事由及び金額の記載は、おおむね貸借対照表における記載の順序によること

4 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(4)

銀行預金明細表

(単位 千円)

預金の種類 銀行名	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	...	合計	摘要
合 計							

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(5)

金銭信託明細表

(単位 千円)

信託会社名	種類	指定金銭信託	特定金銭信託	...	計	摘要
合 計						

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(6)

有価証券明細表

株式	銘柄	1株の金額	株数	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
合 計						

公社債・国債及び地方債	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘要
合 計					

その他の有価証券	種類及び銘柄	取得価額又は出資額	貸借対照表計上額	摘要
合 計				

(備考)

1 「銘柄」及び「種類及び銘柄」の欄は、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。

2 公社債の銘柄は、「専会社物上担保社債」のように記載し、国債及び

地方債の銘柄は、「何分利付国債」又は「何分利付何債」のように記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(1)

信 託 有 億 証 券 明 細 表

信託会社名	銘柄	信託の種類	債権額又は 株式数	貸借対照表上額	摘要
				円	
計					

《通考》

- 「銘柄」の欄は、別表(?)備考2の例により記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(2)

貸付金明細表

借主の氏名又は 借用証書の番号	金額	年利率(%)	償還期限及び 償還の方法	担保
	円			
計				

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(1)

有形固定資產明細表

(单位：元)

《備考》

- 「資産の種類」の欄には、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
 - 「期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」とび「期末残高」の各欄は取扱原価によって記載し、期末残高から期末減価償却累計額を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載すること。
 - 特例の法規の規定により資産の再評価が行われた場合にはその特別の理由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内訳（括弧表示）として記載し、その増減の事由を「摘要」の欄に記載すること。
 - 審しい増減については、その事由を「摘要」の欄に記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本業務規格 A 4 であること。

別表(3)

無形固定資產明細表

(单位：元)

備考

- 「資産の種類」の欄には、貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
 - 「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は取扱原価によって記載し、期末残高から期末減価償却累計額を控除した残高を「差引原価減価償却額」の欄に記載すること。
 - 特別の説明の規定により資産の再評価が行われた場合その他の特別の理由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の理由を「摘要」の欄に記載すること。
 - 著しい増減については、その事由を「摘要」の欄に記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(2)

供託備金明細表

(備考)
1 前受業務保証金その他の金額について訴訟が係属しているものにあっては、その旨「摘要」の欄に記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(2)

責任準備金明细表

(单位：元)

1

(单位：元)

算出方法	内訳	金額
法第35条の10第1号により算出した額 (未経手取料)		(4)
法第35条の10第2号により算出した額 (収支残高)		(5)
(1) 収入手料		
(2) 代位供託履行		
(3) 当該委託者からの収入金		
(4) (2)-(3)		
(5) 当該契約に係る供託備金		
(6) 事業費		
(7) (1)-(4)-(5)-(6)		
繰入額 ((4), (5)のいずれか多い金額)		

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(3)

受託事業基金源資預託明細表

(单位 元)

(備考)

- 1 「受託事業基金の預託者の名称」の欄には、毎事業年度末において最も大口の受託事業基金の預託者から順次30までの者について記載し、他は一括して「その他の預託者」と記載すること。
 - 2 受託事業基金賃貸預託金について、会社が相殺した額がある場合は差押を受けた額がある場合には、その額について「摘要」の欄に記載すること。
 - 3 田舎の土産は、日本農業振興公团とする。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(夕)

取締役、執行役、監査役及び株主との間の取引

取締役、執行役、監査役又は 株主の別	氏名	取引の内容	金額	取引期間	摘要
			円		
計					

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別表(1)

取締役、執行役及び監査役に支払った報酬

取締役、執行役又は監査役の別		人 数	金額	摘要
			円	
監査役				

(備考)

- 「取締役、執行役又は監査役の別」の欄には、常勤、非常勤を区別して記載すること。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

◎ 有錢的人也一樣，臺灣生來就怕錢，老子怕老子。

別表(2)

受託事業代位供託事故明細

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第26の2 (第133条の2関係) (平成内閣経産令2・追加、令元経産令17・令2経産令92
・一部改正)

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を受けたいので、割賦販売法第35条の17の3第1項の規定により、同条第2項に規定する書類を添えて申請します。

1 名称

2 本店の所在地及び電話番号

3 その他の営業所(外国法人にあっては、国内における主たる営業所その他の営業所)の名称及び所在地

4 役員の氏名

5 協会加入の有無 有(会員番号:) 無
(備考)

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 名称にはふりがなを付すこと。

3 「役員の氏名」の欄には、割賦販売法第32条第1項第4号に規定する役員に該当する者をすべて記載すること。

登録免許税領収書添付欄

様式第26の3 (第133条の4関係)

変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

登録番号

住 所

名 称

代表者の氏名

登録事項に下記のとおり変更があつたので、割賦販売法第35条の17の6第1項の規定により、割賦販売法施行規則第133条の4第2項各号に掲げる書類を添えて、届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日及び理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第27(第134条関係) (平21年基令37・追加、令元基令17・令2基令02・一部改正)

認定割賦販売協会認定申請書

年月日

経済産業大臣 殿

住所

名称

代表者の氏名

認定割賦販売協会の認定を受けたので、割賦販売法第35条の18第1項の規定により、割賦販売法施行令第29条第2項各号に規定する書類を添えて申請します。

1. 名称
2. 事業所の所在の場所
3. 役員の氏名及び会員の名称

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第28(第136条関係)

財産及び収支に関する報告書

年月日

経済産業大臣 殿

許可番号

住所

名称

代表者の氏名

第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

標記の事業年度が終了したので、割賦販売法施行規則第136条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 許可割賦販売業者又は法第35条の3の6の1の許可を受けた者(以下「許可割賦販売業者等」といいう。)に関する状況
- (1) 借貸対照表に関する事項(別表(1)により記載すること。)
 - (2) 債務計算書に関する事項(別表(2)により記載すること。)
 - (3) 減価償却金・人件費等に関する事項(別表(3)により記載すること。)
 - (4) 従業員報酬に関する事項(別表(4)により記載すること。)
 - (5) 予約預受金の内訳に関する事項(別表(5)により記載すること。)
 - (6) 密接な関係を有する者(以下「関係会社」といいう。)の状況に関する事項(別表(6)により記載すること。)

2. 関係会社に関する状況

- (1) 借貸対照表に関する事項(別表(1)により記載すること。)
- (2) 債務計算書に関する事項(別表(2)により記載すること。)
- (3) 減価償却金・人件費等に関する事項(別表(3)により記載すること。)
- (4) 従業員報酬に関する事項(別表(4)により記載すること。)

3. 連結会計に関する状況

- (1) 借貸対照表に関する事項(別表(1)により記載すること。)
- (2) 債務計算書に関する事項(別表(2)により記載すること。)
- (3) 減価償却金・人件費等に関する事項(別表(3)により記載すること。)
- (4) 従業員報酬に関する事項(別表(4)により記載すること。)

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. 関係会社に関する状況については、関係会社の各社ごとに作成すること。

3. 連結会計に関する状況については、許可割賦販売業者等と関係会社各社との合計の数値を記載すること。ただし、許可割賦販売業者等又はその親会社が連結財務諸表提出会社(連結財務諸表の用語、株式及び債券方法等に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第1号)に規定する連結財務諸表提出会社をいう。)である場合にあっては、当該連結財務諸表の数値を記載すること。

別表(4)		貸借対照表(借方の部)			
区分	名称	貸借対照表に関する事項			
決算期(西暦年) 年 月期 決算月数 メンテ期間 総修正額 (単位:千円)					
決算期(西暦年)		年		月期	
決算月数		メンテ期間		修正額	
流動資産	1. 現金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	2. 受取手形	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	3. 短期金・施設未収入金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	4. 前受費用	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	5. 前受金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	6. 前払費用	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	7. 未収入金・未収利息	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	8. 貸倒損失	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	9. 定期金・仮受金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	10. 短期貸付金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	11. 運営費用(1年以内)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	12. 運営費用(1年超)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	13. 貸取引当金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	14. 汽水資産計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
固定資産	15. 建物・建物附物・付属設備	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	16. 有価証券品・貸し衣装・道具	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	17. 土地	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	18. 建物改良費	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	19. その他の非固定資産	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	20. 有形固定資産計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	21. 備品	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	22. 低価格消耗品	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	23. 無形資産	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	24. 長期貸付金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	25. 保証金(資本積立、前受業務保証)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	26. 資本積立	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	27. 出典金	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	28. その他投資等	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	29. 貸出引当金(用1年超)	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	30. 投資等計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	31. 固定資産計	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	32. 資本積立	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	
	33. 資本起付	〔うち開設会社期の取引〕		〔〕	

貸借対照表(貸方の部)					
34. 支払手形	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
35. 賞与金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
36. 短期借入金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
37. 未収料金・未収入金・往還	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
38. 未収金・未払費用	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
39. 会員前金(1年以内)	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
40. 貸倒債権	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
41. 備品	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
42. 預り金・仮受金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
43. 未払法人税等	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
44. 真正等引当金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
45. その他の活動資金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
46. 備品販売	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
47. 長期借入金・社債	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
48. その他の定期預金(1年超)	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
49. その他の定期預金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
50. 退職給付引当金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
51. その他の預金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
52. その他の資本	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
53. 負合会計	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
54. 資本金	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
55. 评估資本	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
56. その他の資本	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
57. その他の資本(本剰余金)	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
58. その他の資本(剰余金)	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
59. 评估資本合計	〔うち開設会社期の取引〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
60. 評価・換算差額等合計	〔うちその他の評価差額金〕	〔〕	〔〕	〔〕	〔〕
詳 細 等 等	61. その他の評価差額金	〔うちその他の評価差額金〕	〔〕	〔〕	〔〕
	62. その他の評価差額金	〔うちその他の評価差額金〕	〔〕	〔〕	〔〕
	63. その他の評価差額金	〔うちその他の評価差額金〕	〔〕	〔〕	〔〕
	64. 新株予約権	〔うちその他の評価差額金〕	〔〕	〔〕	〔〕

61. 純資産合計 〔うち開発会社間の取引〕	[]	[]
62. 負債・純資産合計 〔うち開発会社間の取引〕	[]	[]

(注記) 繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「19. 会員前受金（1年以内）」については、……による方法により算定した額を計上している。

2.

(備考)

1. 用紙の大字は、日本商業規格A4とする。

2. 「株式総額」の欄には、資本（土地及び建物投資勘定を除く）にあってはその帳簿価額が当該資産を評価した額を記入する。

負債にあってはその帳簿価額が当該負債を評価した額を下げるときに、その評価した額を記入すること。なお、修正額等を記載する場合は、修正額等を記載する。

3. 「うち開発会社間の取引」の欄には、許可販売元業者等及び開発会社相互間の取引高を記載すること（許可販売元業者等又はその親会社が連結財務報告提出会社である場合は除く。）。

4. 「26. 預託基金」には、指定受托機関へ預託した受託事業基会等の金額を記載すること。

5. 「40. 賃物費」には、前払式定期取引契約に基づき発行した証券の金額を記載すること（会員前受金と区分して計上している）。

6. 「41. 前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成20年法律第59号）第4条第1項に掲げる前払式支払手段をいう。）として発行した証券の金額を記載すること（「40. 賃物費」に計上しているものを除く。）。

7. (注記) 欄に、繰延費用のうち「11. 繰延費用（1年以内）」及び会員前受金のうち「19. 会員前受金（1年以内）」に計上する割合について、その算定方法を記載すること。

別表(②)

損益計算書に記する事項

名前	許可販売元業者等・開発会社・連結合計	
区分	決算期 (西暦年)	月期

(単位：千円)

決算期 (西暦年)	年	月期	相 広 計 算 書	
			決算月数	ヶ月
63. 売上高				
64. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
65. 〔うち販売原価上昇〕				
66. 売上税額				
67. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
68. 〔うち税金控除費〕				
69. 〔うち税金控除上原価〕				
70. 売上税額				
71. 経常費用				
72. 〔うち税金控除・税代免除〕			[]	[]
73. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
74. 〔うち税金控除料〕			[]	[]
75. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
76. 税金利子				
77. 税金引当金				
78. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
79. 〔うち税金控除・配当金〕			[]	[]
80. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
81. 〔うち税金控除料〕			[]	[]
82. 税金利息				
83. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
84. 〔うち支払手数料〕			[]	[]
85. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
86. 特別利益				
87. 特別損失				
88. 〔うち開発会社間の取引〕			[]	[]
89. 税引前当期純利益				
90. 法人税等調整額				
91. 当期純利益				

1.

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本商業規格A4とすること。

2. 「修正金額」の欄には、貸借対照表の資産又は負債の評価により発生した損失のうち決算期に属する費用として金額を修正するとき、その他の金額を修正する必要があるときに、その修正した額を記載すること。

3. 「うち開発会社間の取引」の欄には、許可販売元業者等及び開発会社相互間の取引高を記載すること（許可販売元業者等又はその親会社が連結財務報告提出会社である場合のみ除く。）。

別表(八)

減価償却、人件費等に関する事項

区分	許可割合(売元業者等・関係会社・連結合計)	(単位：千円)
	減価償却額、人件費等	
價	02. 時価償却累積額	
却	03. 減価償却累積額	
	94. 貨物限度額に対する過不足額	
	95. 受料報酬	
	96. 人件費	
	97. 祝集費	
	98. 申告所得	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(九)

従業員数に関する事項

区分	許可割合(売元業者等・関係会社・連結合計)	(単位：人)
	減価償却額、人件費等	
内	99. 全従業員数	
正	100. 外務員	
員	101. 勤員員	
員	102. 施行員	
内	103. 小計(含む、その他)	
外	104. 外務員	
員	105. 勤員員	
員	106. 施行員	
内	107. 小計(含む、その他)	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(十)

会員前受金の内訳に関する事項

(単位：件、千円)

予約受取金の内訳		
基準月(西暦年)	年3月末	件数
108. 積立完了分		
109. 積立未了分		
110. 保証分		
111. 合計		
決算期(西暦年)	年 帰	件数
112. 解約返戻金		

(注記)

1. 解約返戻金は当該決算期の数値を記入。
2. それ以外は当該決算期に属する3月基準日の数値を記入。

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別表(十一)

関係会社に関する事項

商号又は名称	代表者の氏名	主要な事業内容	住所又は所在場所	議決権の所有又は被所有割合		資本上の取引関係
				所有割合(%)	被所有割合(%)	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第32(第137条関係)

写 真	官職及び氏名 年 月 日 付 発行者 印
割賦販売法第41条の規定による 立 入 檢 查 証 第 号	

裏

割賦販売法抜粋	
<p>第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の6の許可を受けた者、指定受託機関、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。</p> <p>2 内閣總理大臣は、前条第2項、第4項又は第6項に規定する場合において利用者又は購入者若しくは債務の提供を受けた者若しくは指定債務の提供を受けた者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又は第35条の3の6の許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。</p> <p>3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱委託業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(クレジットカード番号等の適切な管理等の状況に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせん業者に係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該指定信用情報機関の業務又は財務に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるとときは、その必要な限度において、その職員に、直接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(割引信用購入あつせん業者の第35条の3の6及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>6 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第35条の3の6の各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該指定信用情報機関の業務又は財務に係るものに限る。)をさせることができる。</p> <p>7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>8 第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>9 内閣總理大臣は、第2項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。</p> <p>第53条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 十 第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p>	

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。

別記算式

$$\frac{(\text{額面金額} - \text{発行価額})}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数})$$

 この式の計算は、発行の日から償還の日までの年数および発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数ならびに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。